

第4次勝浦市障害者計画
第6期勝浦市障害福祉計画
第2期勝浦市障害児福祉計画

令和3年5月
勝浦市

は じ め に

障害のある人もない人も ともに生きるまち 勝浦

勝浦市では、障害のある人の自立と社会参加を進め、社会に存在する障壁をなくし、障害のある人もない人も共に生きる地域社会を目指し、平成15年3月の策定以来、3次にわたる障害者計画、また、5期にわたる障害福祉計画に基づき、障害者福祉施策を推進してきました。さらに、平成30年3月には第1期障害児福祉計画を策定し、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実にも努めてまいりました。



そして「平成」から「令和」へと新たな時代を迎えたなか、第3次障害者計画、第5期障害福祉計画および第1期障害児福祉計画の三計画が令和2年度末で終了することに伴い、障害のある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、また、障害のある子どもたちが十分な支援や教育を受けることができるよう、支援体制の充実を図るため、関連性をもってここに「第4次障害者計画」、「第6期障害福祉計画」および「第2期障害児福祉計画」を策定いたしました。

計画の推進にあたりましては、現下の新型コロナウイルス感染症のまん延による新たな生活様式への転換といった社会情勢や障害福祉ニーズの変化等を踏まえるとともに、「誰一人取り残さない」というSDGsの考え方も活用しながら、障害のある人の人権の尊重という観点に立って、住み慣れた地域で自分らしくいきいきと生活していけるよう、また、障害のある人と家族が安心して暮らすことができる地域づくりをとおして、地域共生社会の実現を目指してまいります。

市民の皆様には、計画の趣旨をご理解いただき、その実現に向け、ご協力くださいますようお願いいたします。

最後に、アンケートにご協力いただきました皆様をはじめ、計画の策定にあたりご尽力いただきました勝浦市障害者計画等策定委員会の委員の皆様、貴重なご意見をいただきました皆様、関係機関および各種団体の皆様方に、心からお礼申し上げます。

令和3年5月

勝浦市長 土 屋 元

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画の趣旨	3
第2節 計画の位置づけ	4
第3節 計画の期間	5
第4節 計画の対象	6
第5節 近年の障害のある人への福祉の動向	7
第2章 障害者をめぐる状況	11
第1節 障害者手帳所持者等の状況	13
第2節 アンケート調査結果概要	18
第3節 ヒアリング調査結果概要	39
第3章 計画の基本的な考え方	41
第1節 基本理念	43
第2節 基本的視点	44
第3節 基本目標	46
第4節 施策体系	48
第4章 障害者施策の展開	49
基本目標1 理解と交流のある地域づくり	51
基本目標2 安心してサービスを利用できる地域づくり	55
基本目標3 自立を支援する地域づくり	59
基本目標4 生き生きと活動することのできる地域づくり	66
基本目標5 安心して生活できる地域づくり	71
第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画	75
第1節 計画の基本指針	77
第2節 令和5年度における目標値	78
第3節 サービスの内容と対象者	82
第4節 サービスの見込量及び確保方策	83
第6章 計画の推進	97
第1節 P D C Aサイクルによる進捗管理	99
第2節 計画達成状況の点検及び評価	100

資料編	101
1 設置要綱	103
2 委員名簿	104
3 計画策定の経緯	105
4 用語解説	106

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画の趣旨

本市では、あらゆる障害のある人が、住み慣れた地域で自立して、自分らしく生き生きと生活していけるよう、「障害のある人となない人が ともに生きるまち 勝浦」を基本理念として、平成27年3月に「第3次勝浦市障害者計画」を策定し、勝浦市の障害者施策を総合的に推進してきました。

また、平成30年3月には、「障害者総合支援法」に基づく「第5期勝浦市障害福祉計画」と「児童福祉法」に基づく新たな計画となる「第1期勝浦市障害児福祉計画」を一体的に策定し、障害福祉サービス及び障害児支援等の円滑な実施に向けた取組を推進してきました。

この間、国では、「障害者の権利に関する条約」の批准や「障害者差別解消法」の施行等の動きの中で、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、平成30年3月に「障害者基本計画（第4次）」を策定しました。

県では、国の動向や方針、県における取組実績等を踏まえ、平成30年3月に「第六次千葉県障害者計画」を策定し、「障害のある人が地域でその人らしく暮らせる共生社会の構築」を目指し、6つの基本的な考え方と8つの施策を柱に掲げました。

また、令和3年3月には「第七次千葉県障害者計画」を策定し、基本的な考え方として「複合的困難に配慮したきめ細かい支援」を新たに加え、障害のある人が特性に応じて、希望を持ちながら安心して働き続けることができる社会を構築することとしています。

こうした中、障害者の高齢化・重度化、「親亡き後」の問題など、障害者を取り巻く状況は大きく変化し、多様なニーズに対するきめ細かな対応が求められており、障害のあるなしにかかわらず、誰もがお互いにそれぞれの個性を尊重し、一人ひとりが主体的に社会で活躍できる環境を整えるために、市が担う役割は重要なものとなっています。

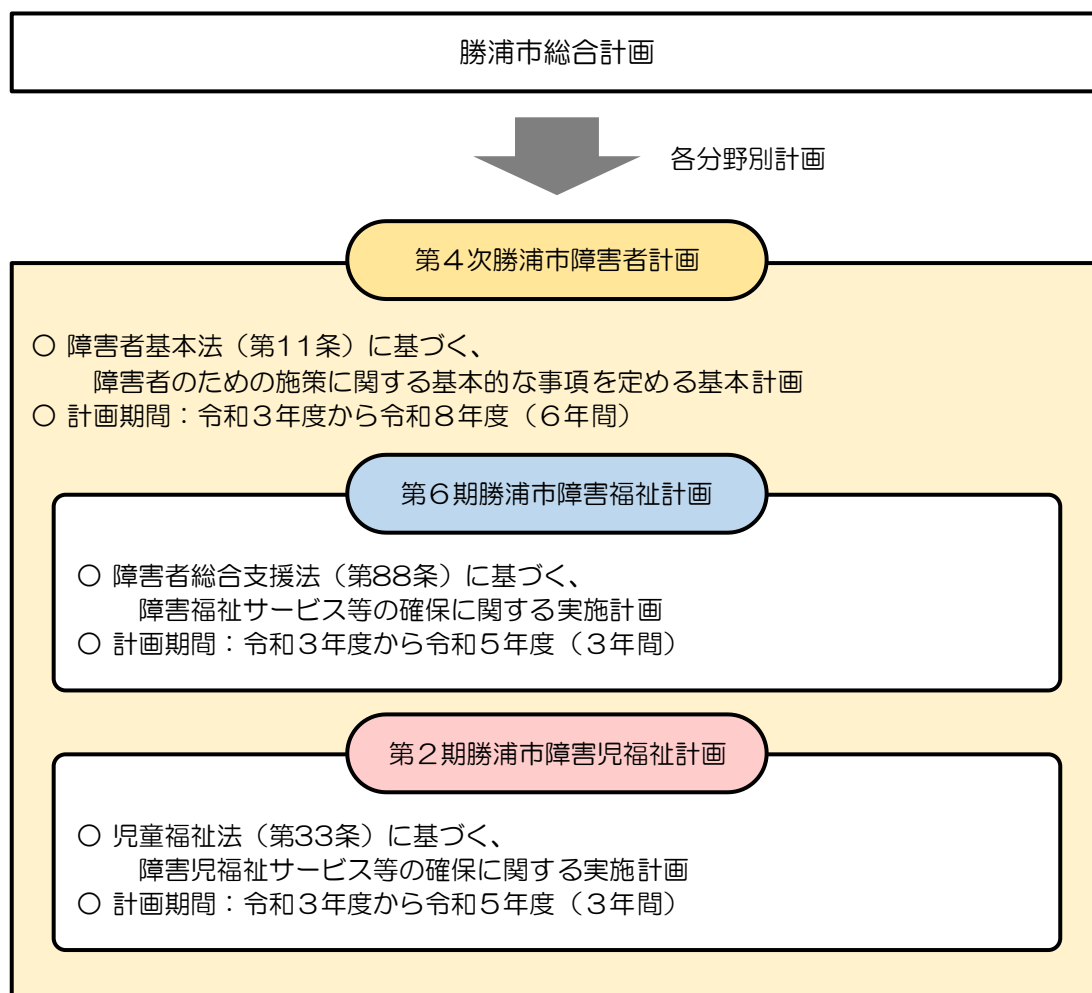
そのため、本市では「第3次勝浦市障害者計画」、「第5期勝浦市障害福祉計画」、「第1期勝浦市障害児福祉計画」のすべての計画期間が令和2年度末で終了することから、国及び県の動向、社会情勢の変化、計画対象者のニーズ等を踏まえ、さらなる障害者福祉施策の推進に向けて計画を策定します。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条に基づく「第4次勝浦市障害者計画」と、障害者総合支援法第88条に基づく「第6期勝浦市障害福祉計画」、児童福祉法第33条に基づく「第2期勝浦市障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

「第4次勝浦市障害者計画」においては、障害者施策の基本的な指針を示した計画、「第6期勝浦市障害福祉計画」においては、障害者計画の障害福祉サービスおよび地域生活支援事業の見込み量、「第2期勝浦市障害児福祉計画」においては、障害児に関するサービスの見込み量などを定めた実施計画として、勝浦市の障害者施策の総合的な推進を目指します。

また、本計画は国の「障害者基本計画」および千葉県の「千葉県障害者計画」、本市の上位計画である「勝浦市総合計画」や関連計画との整合性を確保して策定するものです。



第3節 計画の期間

「第4次勝浦市障害者計画」の計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

また、「第6期勝浦市障害福祉計画」及び「第2期勝浦市障害児福祉計画」の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

なお、社会情勢や法律、制度の変化等により、必要に応じて見直しを行うこととします。

■計画期間

年度 計画	平成 30	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8
千葉県障害者計画 (第6期障害福祉計画及び 第二期障害児福祉計画 を含む)	第六次			第七次			(第八次)		
勝浦市障害者計画	(平成27～) 第3次			第4次					
勝浦市障害福祉計画	第5期			第6期			(第7期)		
勝浦市障害児福祉計画	第1期			第2期			(第3期)		

第4節 計画の対象

この計画における「障害者」とは、身体障害者福祉法に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者（知的障害者を除く）のうち18歳以上である者及び難病患者等のうち18歳以上である者をいいます。

「障害児」とは、児童福祉法に規定する障害児及び精神障害者や難病患者等のうち18歳未満である者をいいます。

また、発達障害（学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD））や高次脳機能障害がある人なども対象とします。

ただし、事業の対象となる障害者の範囲は、個別の法令などの規程によりそれぞれ限定されます。

■「障害者」という表現について

障害のある人を適切に表現するには難しい面があり、障害を特別視して「障害者」としてひとくくりに表したり、これと対比した表現として「健常者」が用いられたりすることもあります。

しかしながら、障害はその人の一部分に過ぎないことや、障害の中には社会制度や生活環境の不十分さにより生じているものも少なくないという視点からは、いずれも適切さに欠ける面があります。

そのため、本計画では、「障害のある人・ない人」という表現を用いています。

なお、法律上の名称や、文脈上やむをえない場合には「障害者」という表現を用いることもありますが、その場合も、障害はその人の一部分に過ぎないという考えを踏まえたものとして用いています。

第5節 近年の障害のある人への福祉の動向

1 障害者基本法の改正（平成23年8月施行）

平成23年7月に、「障害者基本法の一部を改正する法律」が成立し、同年8月から施行されています。

この法律では、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことが規定されています。

また、障害のある人に対する障害を理由とした差別および権利利益の侵害の禁止、国際的協調の下に取り組むこと等が新たに規定されています。

2 障害者虐待防止法の施行（平成24年10月施行）

平成23年6月に、虐待を受けた障害のある人に対する保護、養護者に対する支援のための措置等を定めることによって、障害者虐待の防止に向けた取組を推進するため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が成立し、平成24年10月から施行されています。

この法律では、国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等に障害者虐待防止のための責務を課すとともに、障害者虐待を受けたと思われる障害のある人を発見した者に対する通報義務を課すことが定められています。

3 障害者総合支援法の施行（平成25年4月施行）

平成24年6月に、障害のある人の地域社会における共生の実現に向けて、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が成立し、平成25年4月から施行されています。（一部は平成26年4月に施行）

この法律では、法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行なわれることを基本理念として掲げ、障害のある人の範囲に難病等を加えたのをはじめとして、障害支援区分の創設、重度訪問介護の対象の拡大、グループホームとケアホームの一元化等の新たな障害者施策が示されています。

4 障害者優先調達推進法の施行（平成 25 年 4 月施行）

平成 24 年 6 月に、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）が成立し、平成 25 年 4 月から施行されています。

この法律では、公的機関に対し、障害者就労施設等から物品等を優先的に調達するよう努める責務を課すことで、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図り、障害者就労施設で就労する障害者等の自立を促進しています。

5 障害者権利条約の批准（平成 26 年 1 月）

平成 18 年 12 月に、国際連合総会において、「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）が採択され、平成 20 年 5 月から発効されています。

この条約では、障害に基づくあらゆる差別を禁止するとともに、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における障害のある人の権利実現のための取組を締約国に対して求めています。

また、条約の制定過程においては、「Nothing about us without us（私たち抜きに、私たちのことを決めないで）」のスローガンのもと、障害のある人や関係団体の参画があり、障害当事者の意見が大きく反映されています。

日本は署名から約 7 年かけて、条約締結に向けた国内法制度改革を進め、140 番目の締結国となりました。

6 障害者差別解消法の施行（平成 28 年 4 月施行）

平成 25 年 6 月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が成立し、平成 28 年 4 月から施行されています。

この法律では、国・地方公共団体や民間事業者に対して、障害を理由とした不当な差別的取扱いをすることを禁止するとともに、国・地方公共団体に対して、社会的障壁の除去の実施に伴う負担が過重でないときは、必要かつ合理的な配慮を提供することを義務付けています。

7 障害者雇用促進法の改正（平成 28 年 4 月施行）

平成 25 年 6 月に、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、平成 28 年 4 月から施行されています。

この法律では、雇用の分野において、障害を理由とした差別的取扱いをすることを禁止するとともに、事業主に対して、障害のある人が職場で働くに当たっての支障を改善するために、その実施が事業者にとって過重な負担となる場合を除き、合理的な配慮を提供することを義務付けています。

また、平成 30 年 4 月から法定雇用率の算定に、精神障害のある人を加えることが明記されています。

8 成年後見制度利用促進法の施行（平成 28 年 5 月施行）

基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、また、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとされています。

9 発達障害者支援法の改正（平成 28 年 8 月施行）

発達障害のある人の定義と発達障害への理解の促進、生活全般にわたる支援の促進、発達障害のある人の支援を担当する部局相互の緊密な連携の確保、関係機関との協力体制の整備等、発達障害のある人が「切れ目ない支援」を受けられるよう、国と自治体に教育現場でのきめ細かい対応や職場定着の配慮などを求めています。

10 障害者基本計画(第4次)の策定（平成 30 年 3 月策定）

平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 年間を期間とし、国による障害のある人への施策の基本的方向について定められています。

計画では、共生社会の実現に向け、障害のある人を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障害のある人が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障害のある人への施策の基本的な方向を定めるものとしています。

11 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正（平成 30 年 4 月施行）

障害者総合支援法と児童福祉法を一体的に改正する法律で、障害のある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実、高齢の障害のある人による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し、障害のある子どもの支援ニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を定めています。

12 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の基本的理念

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画は、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、「1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援」、「2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等」、「3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備」、「4 地域共生社会の実現に向けた取組」、「5 障害児の健やかな育成のための発達支援」、「6 障害福祉人材の確保」、「7 障害者の社会参加を支える取組」に配慮して、総合的な障害福祉計画等を作成することが必要であるとされています。

第2章 障害者をめぐる状況

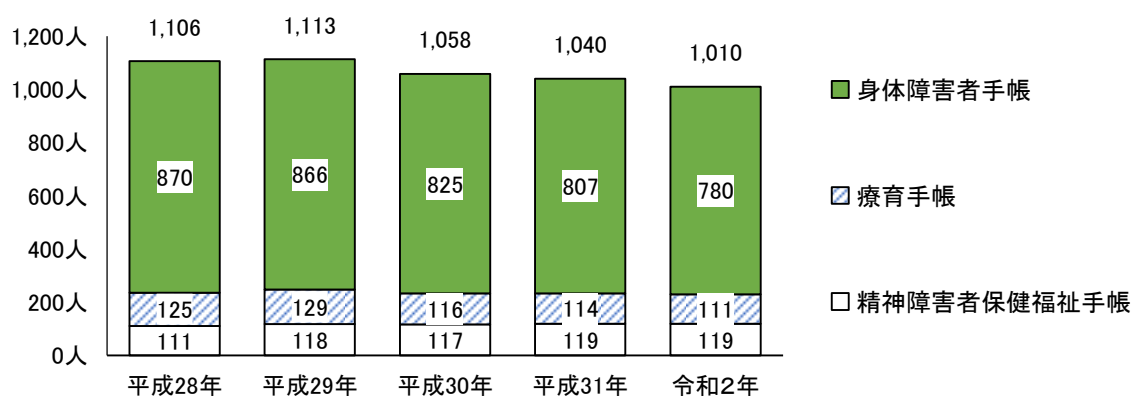
第1節 障害者手帳所持者等の状況

1 障害者手帳所持者数の推移

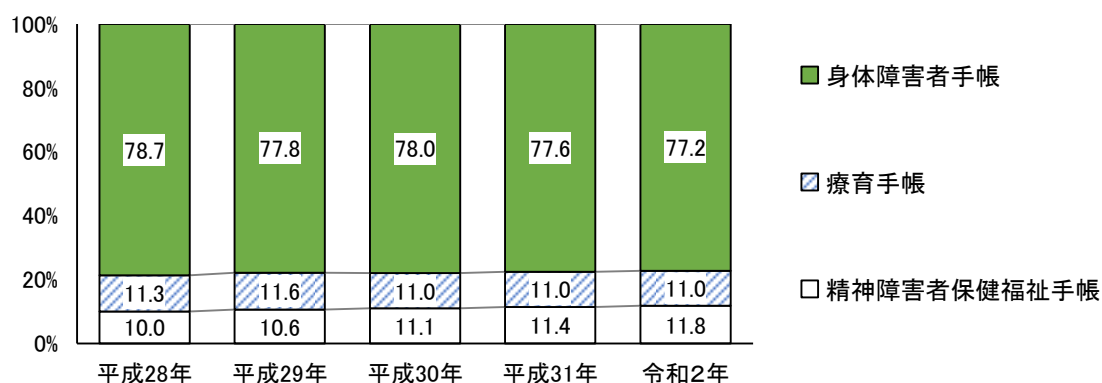
本市の障害者手帳所持者数をみると、全体では減少傾向で推移しています。特に、身体障害者手帳所持者は年々減少しており、令和2年では780人となっています。

障害者手帳所持者構成比をみると、身体障害者手帳所持者が全体の8割弱を占めています。療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は、ともに全体の1割強を占めています。

■障害者手帳所持者数の推移



■障害者手帳所持者構成比の推移



資料：身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者 千葉県健康福祉部障害者福祉推進課障害者手帳審査班
(各年3月31日現在)

資料：精神障害者保健福祉手帳所持者 千葉県健康福祉部障害者福祉推進課精神保健福祉推進班
(各年3月31日現在)

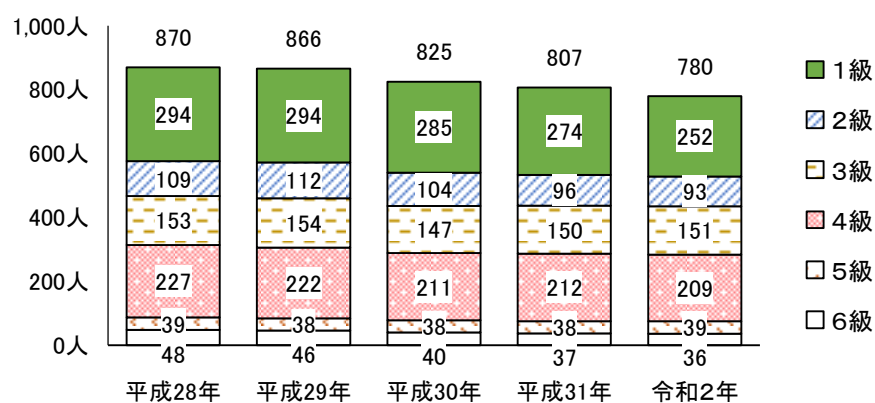
2 身体障害者手帳所持者

本市の身体障害者手帳所持者数は、年々減少しており、令和2年は780人となっています。

等級別では、1級と4級が多く、いずれも200人台で推移しています。

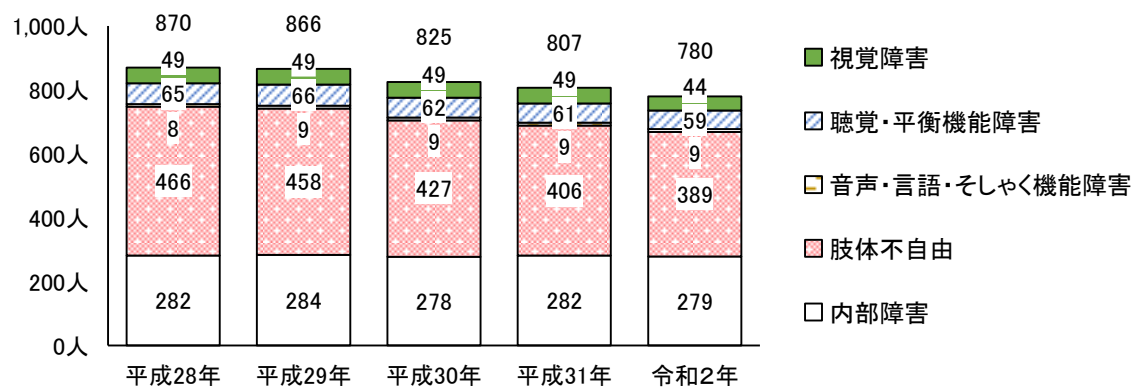
障害別では、肢体不自由が最も多く、年々減少しているものの、令和2年は389人で半数近くを占めています。

■等級別・身体障害者手帳所持者数の推移



資料:千葉県健康福祉部障害者福祉推進課障害者手帳審査班(各年3月31日現在)

■障害別・身体障害者手帳所持者数の推移



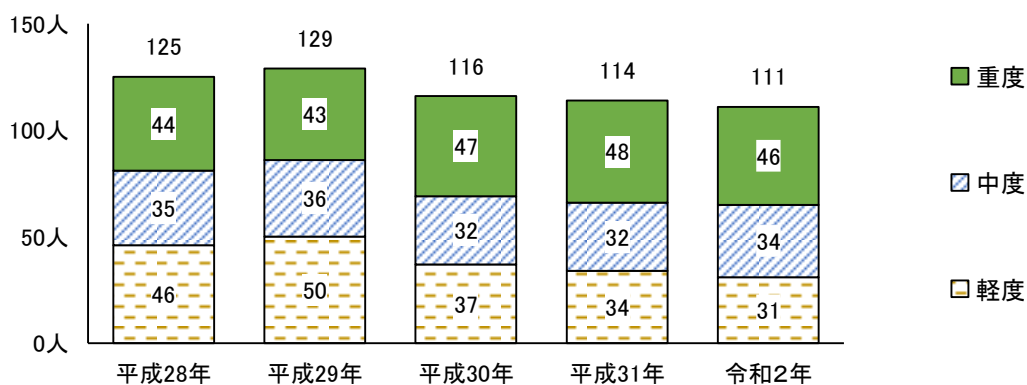
資料:千葉県健康福祉部障害者福祉推進課障害者手帳審査班(各年3月31日現在)

3 療育手帳所持者

本市の療育手帳所持者数は減少傾向で推移しており、令和2年は111人となっています。

等級別では、平成30年以降は重度が最も多くなっています。

■等級別・療育手帳所持者数の推移



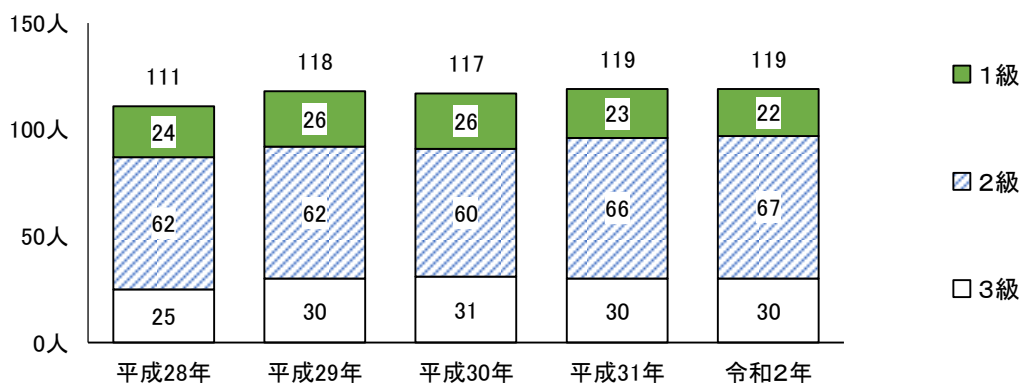
資料: 千葉県健康福祉部障害者福祉推進課障害者手帳審査班(各年3月31日現在)

4 精神障害者保健福祉手帳所持者

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者は横ばいで推移しており、令和2年は119人となっています。

等級別では、2級が全体の半数以上を占め、令和2年は67人となっています。

■等級別・精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

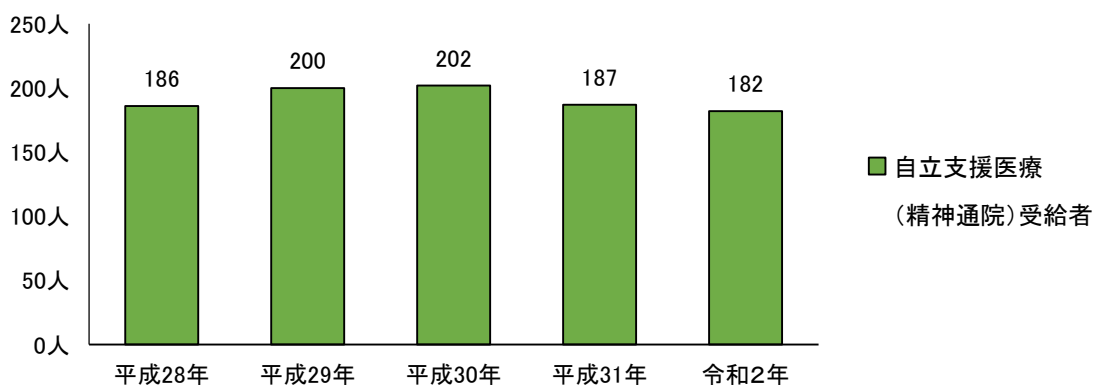


※千葉県健康福祉部障害者福祉推進課精神保健福祉推進班(各年3月31日現在)

5 自立支援医療(精神通院医療)受給者

自立支援医療(精神通院医療)受給者数は減少傾向で推移しており、令和2年は182人となっています。

■ 自立支援医療(精神通院)受給者の推移



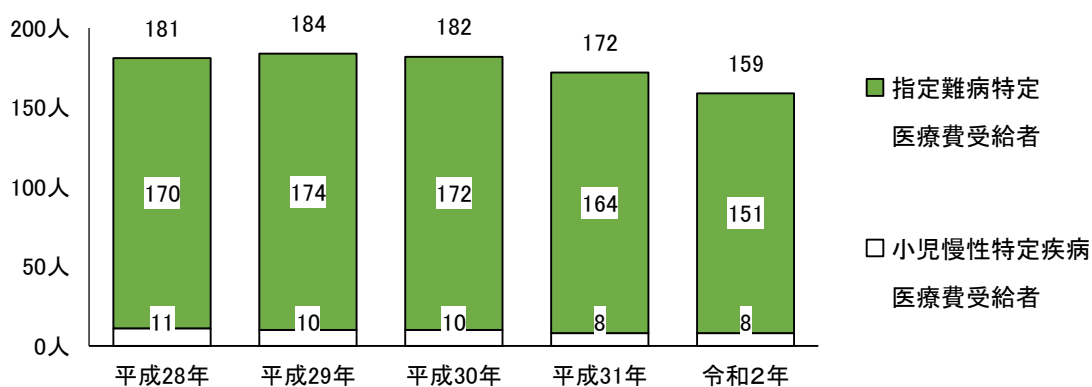
※勝浦市支給実績(各年3月31日現在)

6 指定難病特定医療費受給者

本市の指定難病特定医療費受給者数は減少傾向で推移しています。

なお、令和元年7月1日現在の医療費助成対象について、指定難病は333疾病、小児慢性特定疾病は762疾病が指定されています。

■ 難病患者の医療費受給者の推移



※夷隅保健センター(各年3月31日現在)

7 18歳未満の障害者手帳所持者の状況

本市の18歳未満の障害者手帳所持者数は減少傾向で推移しています。

身体障害者手帳所持者では、令和2年は肢体不自由が3人、内部障害が1人の合計4人となっています。

療育手帳所持者では、令和2年は中度が6人、重度と軽度がともに4人の合計14人となっています。

■18歳未満の障害者手帳所持者の数の推移

単位:人

区分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
身体障害者手帳所持者	7	7	8	6	4
肢体不自由	5	5	5	3	3
内部障害	2	2	3	3	1
療育手帳所持者	26	23	18	17	14
重度	6	2	4	5	4
中度	7	6	5	6	6
軽度	13	15	9	6	4

資料:千葉県健康福祉部障害者福祉推進課障害者手帳審査班(各年3月31日現在)

第2節 アンケート調査結果概要

1 調査目的

障害者手帳所持者や指定難病医療受給者証を所持している市民を対象に、福祉サービスの利用状況や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるためのアンケート調査を実施しました。

2 調査設計

区分	内容	
対象者数	・身体障害者手帳所持者 ・療育手帳所持者 ・精神障害者保健福祉手帳所持者 ・指定難病医療受給者証所持者	1,097 人
配布数	969 件	
抽出方法	全数調査	
調査方法	郵送配布・郵送回収	
調査期間	令和2年12月7日～令和3年1月31日	

3 回収結果

区分	内容
配布数	969 件
回収数	607 件
回収率	62.6%

4 調査結果について

○集計結果は、すべて少数点以下第二位を四捨五入しており、比率の合計が100.0%とならないことがあります。

○複数の回答を依頼した質問では、比率の合計が100%を超えることがあります。

○回答比率(%)は、その質問の回答者数(n=母集団)として算出しました。

○設問に対し、無回答や記入の判別ができないものは、「無回答」としました。

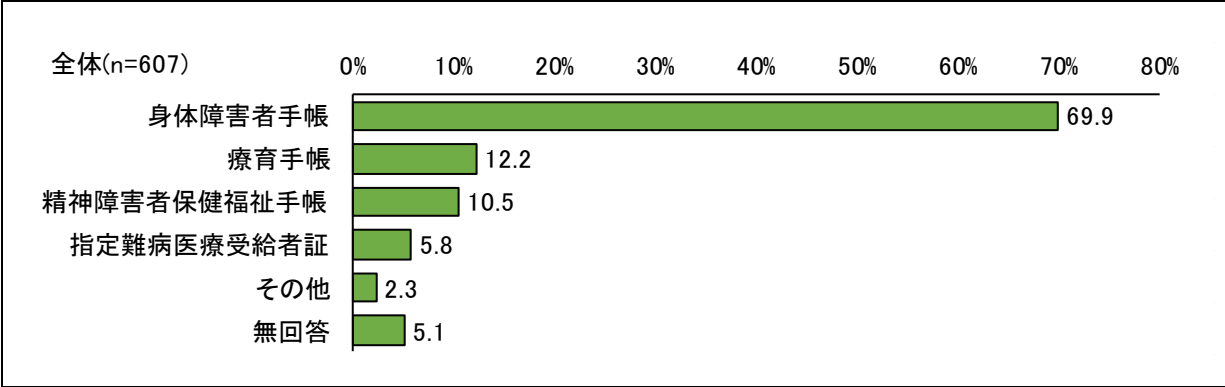
○集計区分の「難病等」については、次頁の回答者の属性において「指定難病医療受給者証」または「その他」と回答した方の集計です。

5 調査結果概要

(1)回答者の属性

回答者の手帳所持の状況について、身体障害者手帳が69.9%で最も多く、以下「療育手帳」が12.2%、「精神障害者保健福祉手帳」が10.5%、「指定難病医療受給者証」が5.8%となっています。

■あなたが現在お持ちの手帳や受給者証などをお答えください。(複数可)



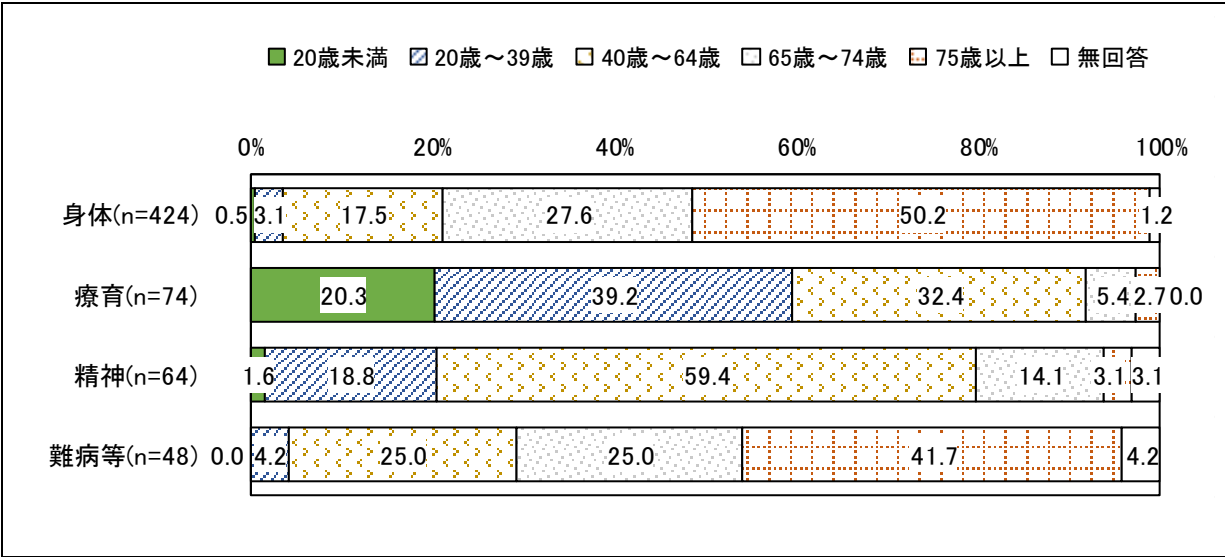
回答者の年齢について、身体障害者手帳所持者では「75歳以上」が50.2%を占めています。

療育手帳所持者では「20歳～39歳」が39.2%で最も多く、以下「40歳～64歳」が32.4%、「20歳未満」が20.3%で65歳未満の割合が多くなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では「40歳～64歳」が59.4%を占めています。

指定難病医療受給者証所持者等では「75歳以上」が41.7%で最も多くなっています。

■あなたの年齢をお答えください。(数量)



(2)日常生活の状況

日常生活の状況について、支援が必要な項目の集計結果をみると、身体障害者手帳所持者では「外出の介助」が41.5%で最も多く、以下「薬の管理の援助」が29.0%、「お金の管理の援助」が28.3%などとなっています。

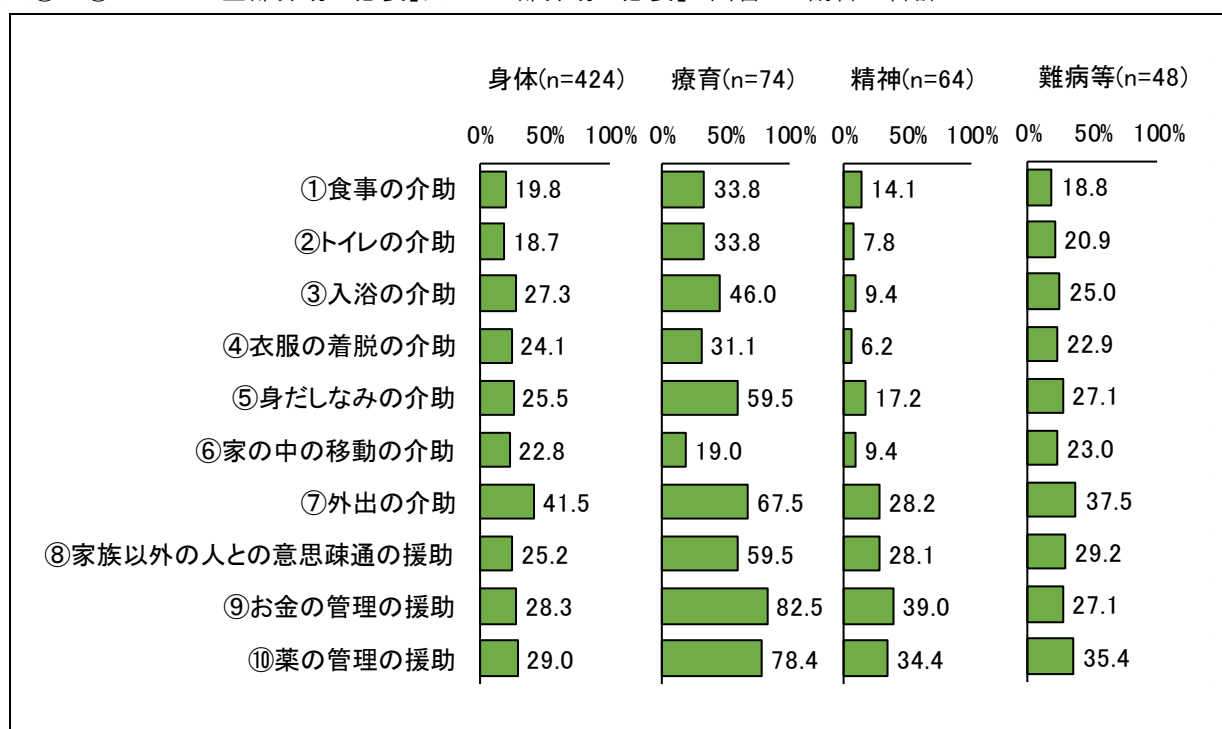
療育手帳所持者では「お金の管理の援助」が82.5%で最も多く、以下「薬の管理の援助」が78.4%、「外出の介助」が67.5%などとなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では「お金の管理の援助」が39.0%で最も多く、以下「薬の管理の援助」が34.4%、「外出の介助」が28.2%などとなっています。

指定難病医療受給者証所持者等では「外出の介助」が37.5%で最も多く、以下「薬の管理の援助」が35.4%、「家族以外の人との意思疎通の援助」が29.2%などとなっています。

■ 日常の生活の中で、次の支援が必要ですか。(それぞれ1つ)

※①～⑩について「全部介助が必要」又は「一部介助が必要」と回答した割合の合計



(3)主な介助者

主な介助者について、身体障害者手帳所持者では「子ども」が35.6%で最も多く、以下「配偶者」が34.6%、「ホームヘルパーや施設の職員」が30.2%などとなっています。

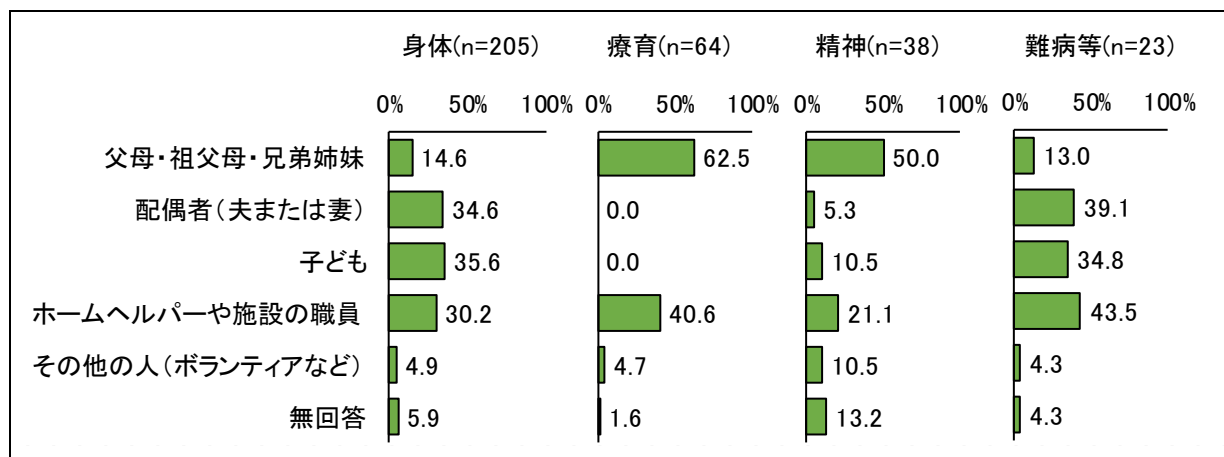
療育手帳所持者では「父母・祖父母・兄弟姉妹」が62.5%を占めています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では「父母・祖父母・兄弟姉妹」が50.0%を占めています。

指定難病医療受給者証所持者等では「ホームヘルパーや施設の職員」が43.5%で最も多く、以下「配偶者」が39.1%、「子ども」が34.8%などとなっています。

■あなたを支援してくれる方は主に誰ですか。（複数可）

※(2)の①～⑩のいずれかで「全部介助が必要」、「一部介助が必要」と回答した方



主な介助者の年齢について、身体障害者手帳所持者では「60歳以上」が65.8%を占めています。

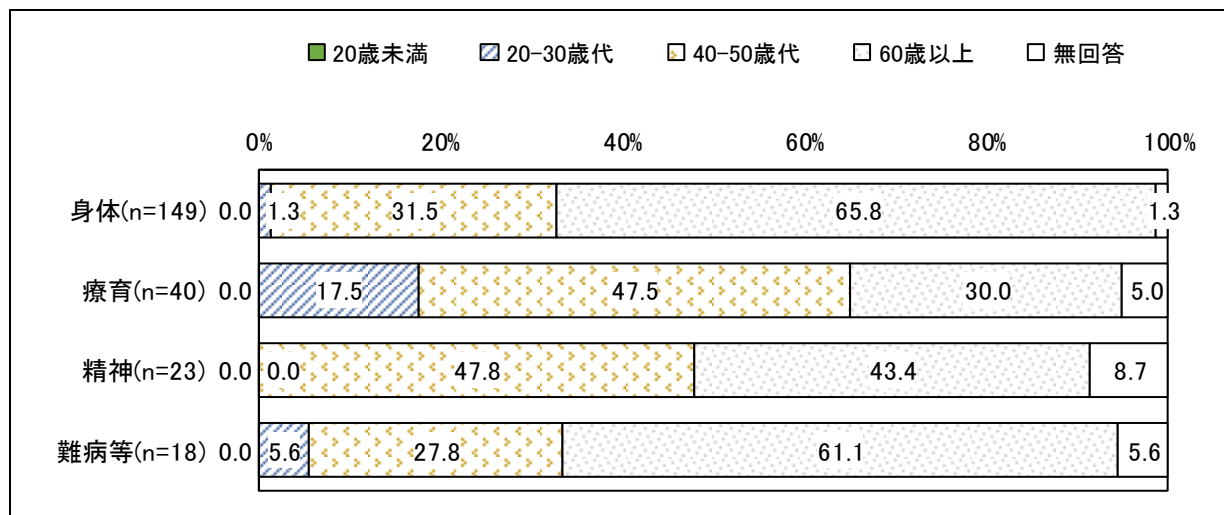
療育手帳所持者では「40～50歳代」が47.5%で最も多くなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では「40～50歳代」が47.8%、「60歳以上」が43.4%となっています。

指定難病医療受給者証所持者等では「60歳以上」が61.1%を占めています。

■年齢(数量)

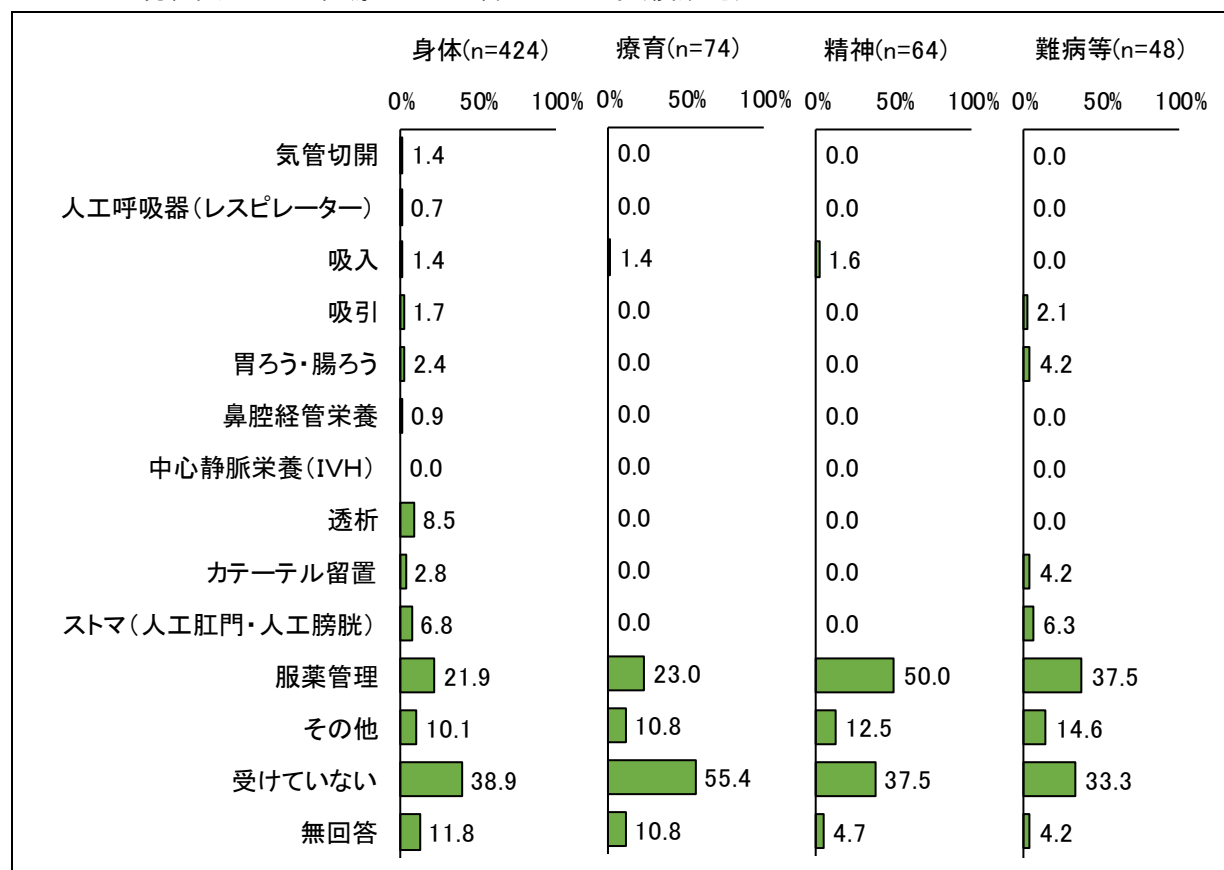
※主な介助者で「父母・祖父母・兄弟姉妹」、「配偶者」、「子ども」と回答した方



(4)現在受けている医療ケア

現在受けている医療ケアについて、いずれも「服薬管理」が最も多く、精神障害者保健福祉手帳所持者では50.0%、指定難病医療受給者証所持者等では37.5%、療育手帳所持者では23.0%、身体障害者手帳所持者では21.9%となっています。

■あなたが現在受けている医療ケアをお答えください。(複数可)

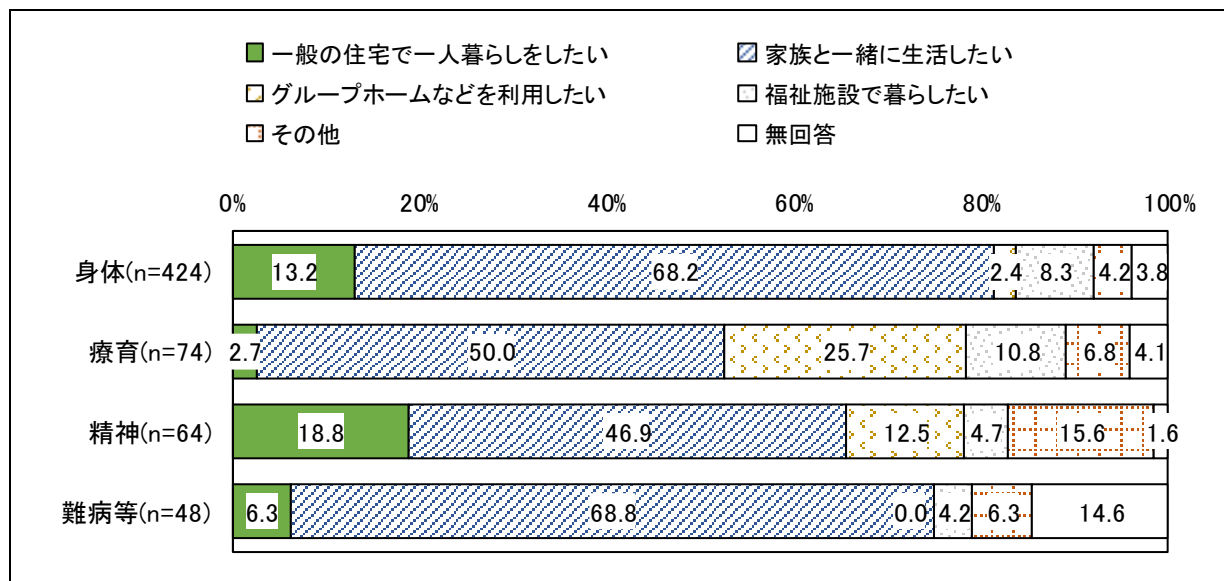


(5)希望する暮らし方

希望する暮らし方について、いずれも「家族と一緒に生活したい」が最も多く、指定難病医療受給者証所持者等では68.8%、身体障害者手帳所持者では68.2%、療育手帳所持者では50.0%、精神障害者保健福祉手帳所持者では46.9%となっています。

また、「一般の住宅で一人暮らしをしたい」との回答は、精神障害者保健福祉手帳所持者で18.8%、身体障害者手帳所持者で13.2%、「グループホームなどを利用したい」との回答は、療育手帳所持者で25.7%、精神障害者保健福祉手帳所持者等で12.5%などとなっています。

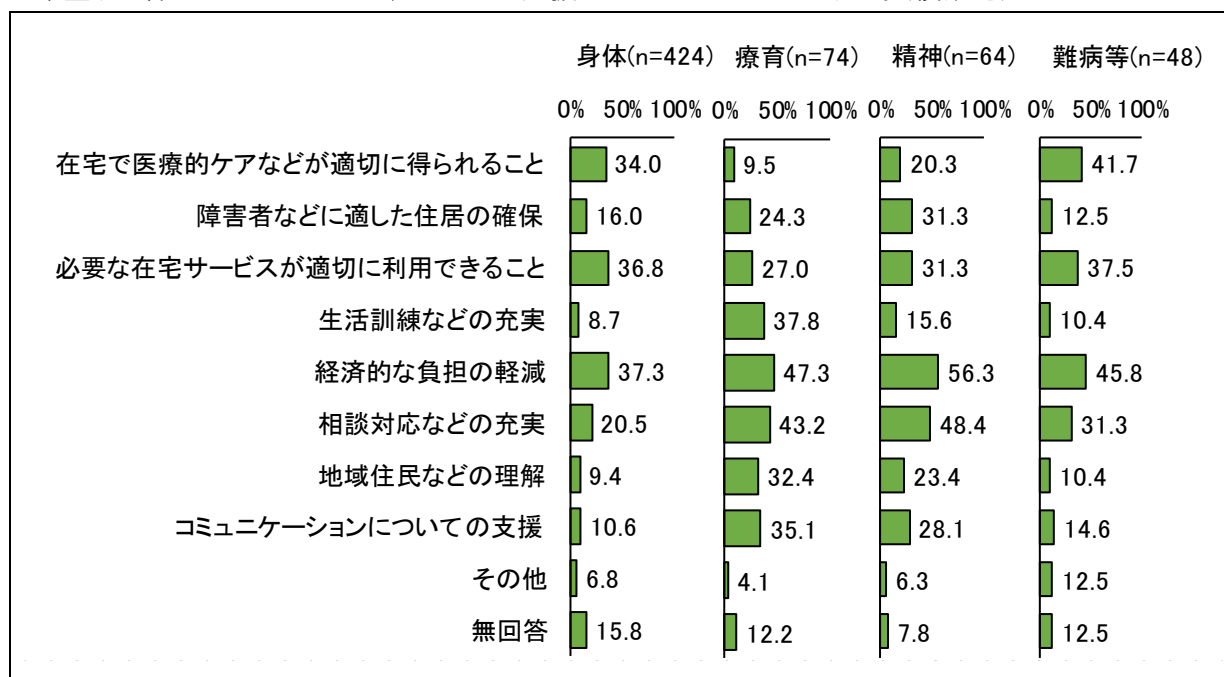
■あなたは今後3年以内にどのような暮らしをしたいと思いますか。(1つ)



希望する暮らしを送るために必要な支援について、いずれも「経済的な負担の軽減」が最も多く、精神障害者保健福祉手帳所持者では56.3%、療育手帳所持者では、47.3%、指定難病医療受給者証所持者等では45.8%、身体障害者手帳所持者では37.3%となっています。

また、次いで身体障害者手帳所持者では「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が36.8%、療育手帳所持者では「相談対応などの充実」が43.2%、精神障害者保健福祉手帳所持者では「相談対応などの充実」が48.4%、指定難病医療受給者証所持者等では「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」が41.7%となっています。

■希望する暮らしを送るためには、どのような支援があればよいと思いますか。(複数可)



(6)外出の際に困ること

外出する際に困ることについて、身体障害者手帳所持者では「公共交通機関が少ない(ない)」が29.0%で最も多く、以下「道路や駅に階段や段差が多い」が23.2%、「列車やバスの乗り降りが困難」と「困った時にどうすればいいのか心配」がともに16.2%などとなっています。

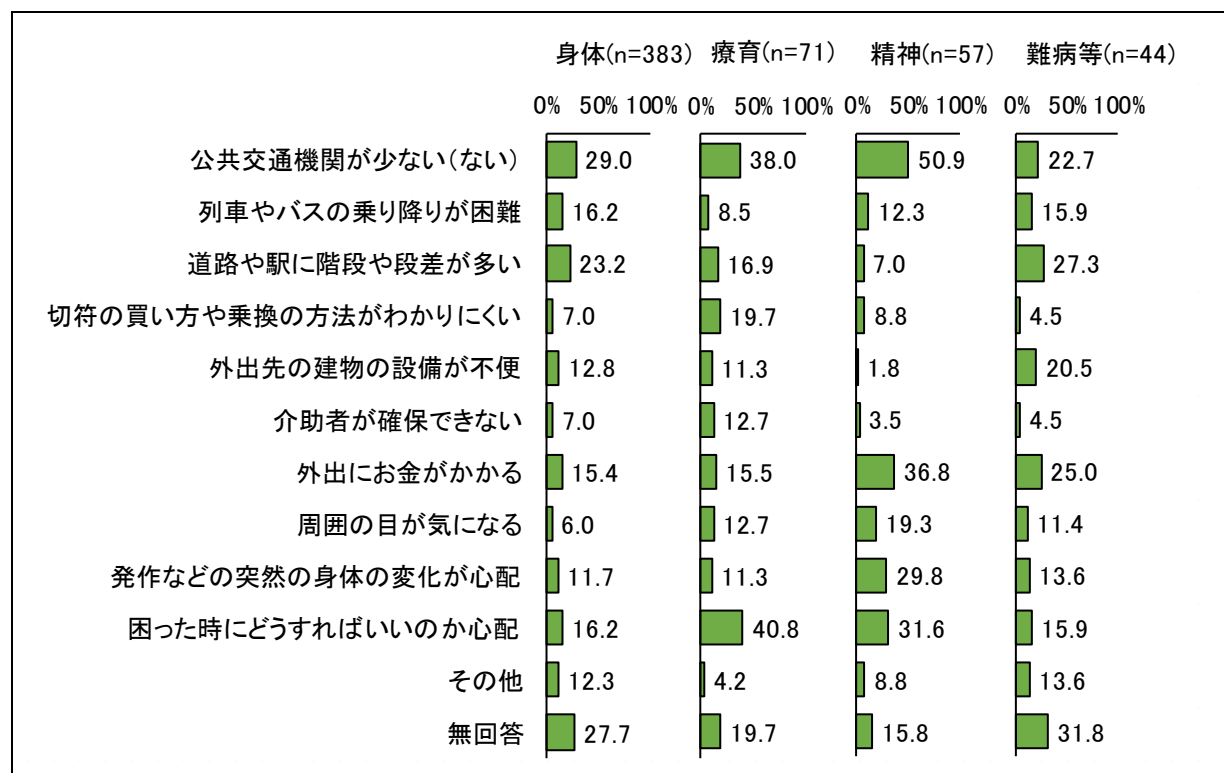
療育手帳所持者では「困った時にどうすればいいのか心配」が40.8%で最も多く、以下「公共交通機関が少ない(ない)」が38.0%、「切符の買い方や乗換の方法がわかりにくい」が19.7%などとなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では「公共交通機関が少ない(ない)」が50.9%で最も多く、以下「外出にお金がかかる」が36.8%、「困った時にどうすればいいのか心配」が31.6%などとなっています。

指定難病医療受給者証所持者等では「道路や駅に階段や段差が多い」が27.3%で最も多く、以下「外出にお金がかかる」が25.0%、「公共交通機関が少ない(ない)」が22.7%などとなっています。

■外出する時に困ることは何ですか。(複数可)

※まったく外出しない方を除く



(7)就労について

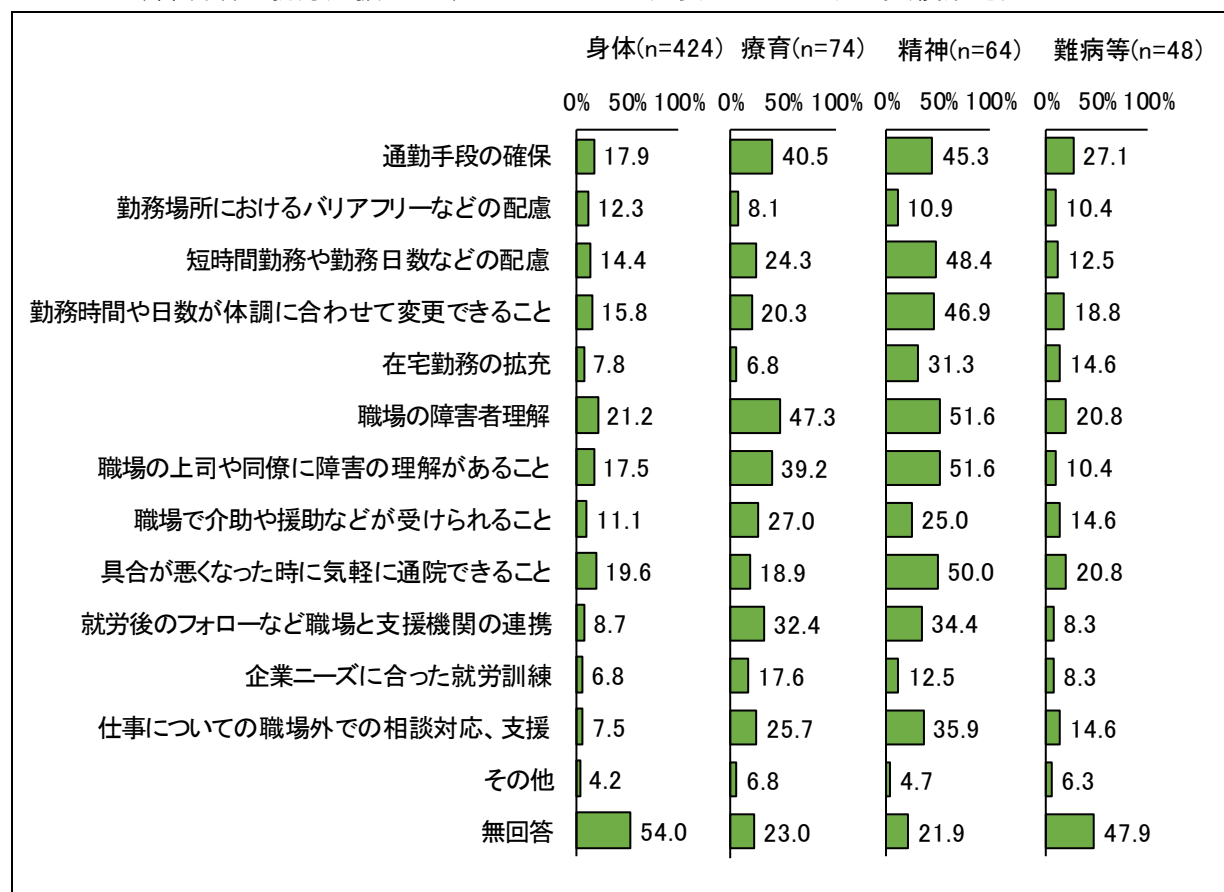
就労支援として必要なことについて、身体障害者手帳所持者では「職場の障害者理解」が21.2%で最も多く、以下「具合が悪くなった時に気軽に通院できること」が19.6%、「通勤手段の確保」が17.9%などとなっています。

療育手帳所持者では「職場の障害者理解」が47.3%で最も多く、以下「通勤手段の確保」が40.5%、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が39.2%などとなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では「職場の障害者理解」と「職場の上司や同僚に障害の理解があること」がともに51.6%で最も多く、以下「具合が悪くなった時に気軽に通院できること」が50.0%、「短時間勤務や勤務日数などの配慮」が48.4%などとなっています。

指定難病医療受給者証所持者等では「通勤手段の確保」が27.1%で最も多く、以下「職場の障害者理解」と「具合が悪くなった時に気軽に通院できること」がともに20.8%、「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」が18.8%などとなっています。

■あなたは、障害者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。（複数可）



(8)障害福祉サービスの利用希望

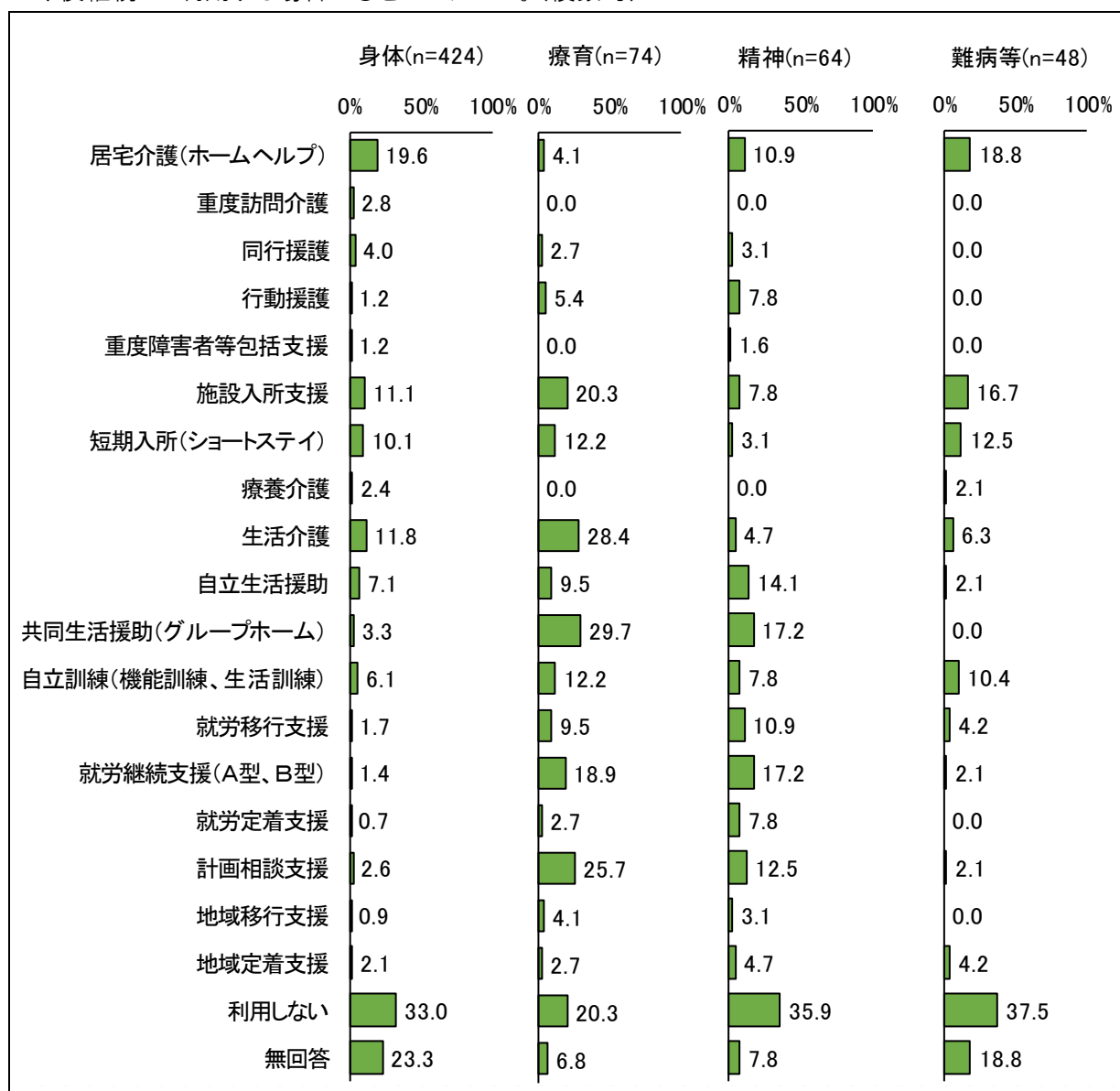
障害福祉サービスの利用希望について、身体障害者手帳所持者では「居宅介護（ホームヘルプ）」が19.6%で最も多く、以下「生活介護」が11.8%、「施設入所支援」が11.1%などとなっています。

療育手帳所持者では「共同生活援助（グループホーム）」が29.7%で最も多く、以下「生活介護」が28.4%、「計画相談支援」が25.7%などとなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では「共同生活援助（グループホーム）」と「就労継続支援（A型、B型）」が17.2%で最も多く、以下「自立生活援助」が14.1%、「計画相談支援」が12.5%などとなっています。

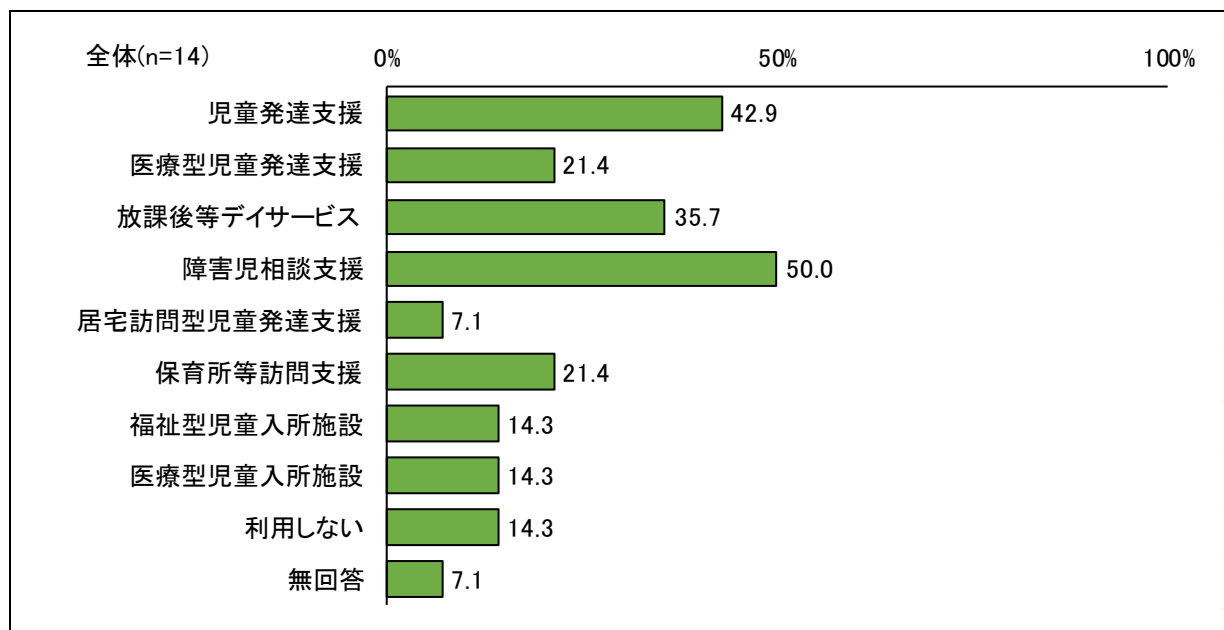
指定難病医療受給者証所持者等では「居宅介護（ホームヘルプ）」が18.8%で最も多く、以下「施設入所支援」が16.7%、「短期入所（ショートステイ）」が12.5%などとなっています。

■今後、あなたは次のサービスを利用したいと思いますか。また、すでに利用しているサービスについても、今後継続して利用する場合は○をしてください。（複数可）



18歳未満の障害児福祉サービスの利用希望について、「障害児相談支援」が50.0%で最も多く、以下「児童発達支援」が42.9%、「放課後等デイサービス」が35.7%などとなっています。

【18歳未満】

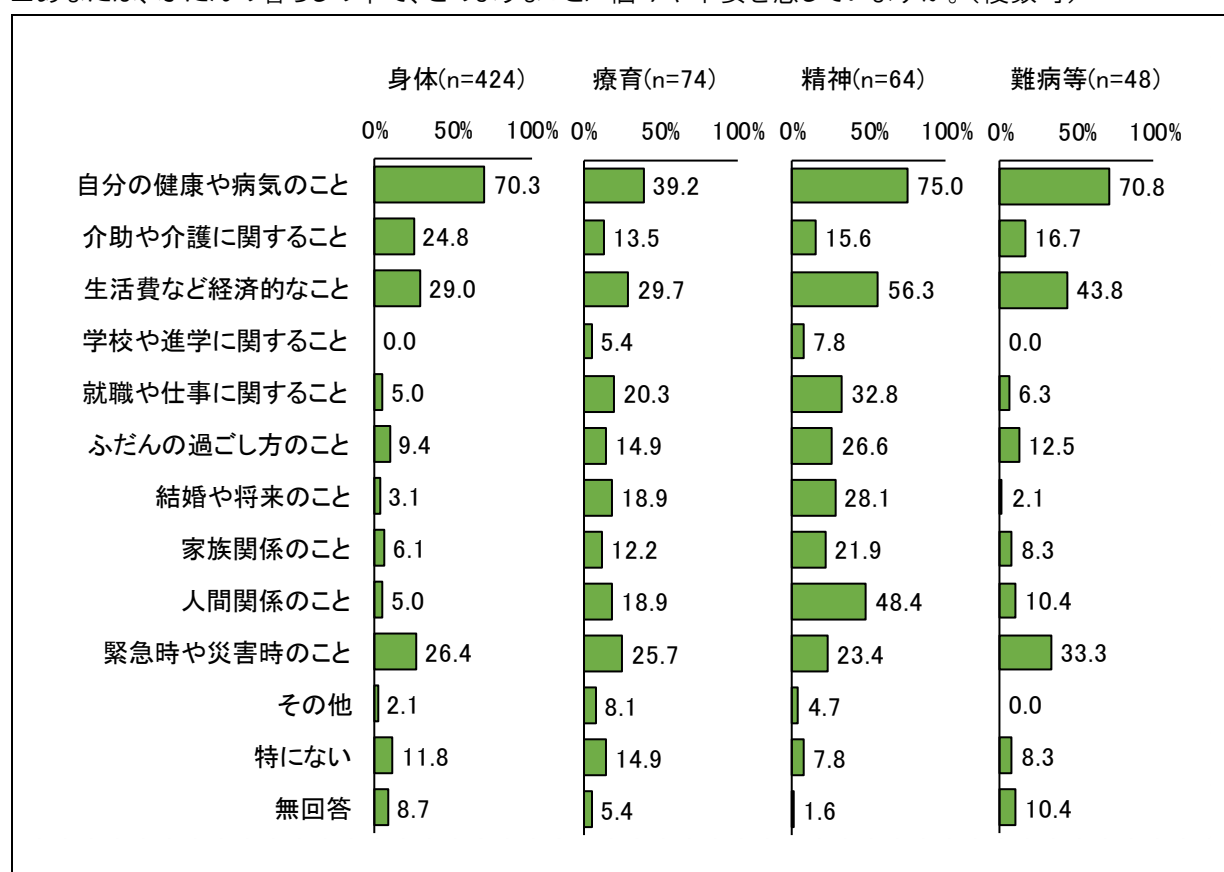


(9)ふだんの暮らしの中での悩みや不安

ふだんの暮らしの中での悩みや不安について、いずれも「自分の健康や病気のこと」が最も多く、精神障害者保健福祉手帳所持者では75.0%、指定難病医療受給者証所持者等では70.8%、身体障害者手帳所持者では70.3%、療育手帳所持者では39.2%となっています。

次いで、いずれも「生活費など経済的なこと」で、精神障害者保健福祉手帳所持者では56.3%、指定難病医療受給者証所持者等では43.8%、療育手帳所持者では29.7%、身体障害者手帳所持者では29.0%となっています。

■あなたは、ふだんの暮らしの中で、どのようなことに悩みや不安を感じていますか。(複数可)

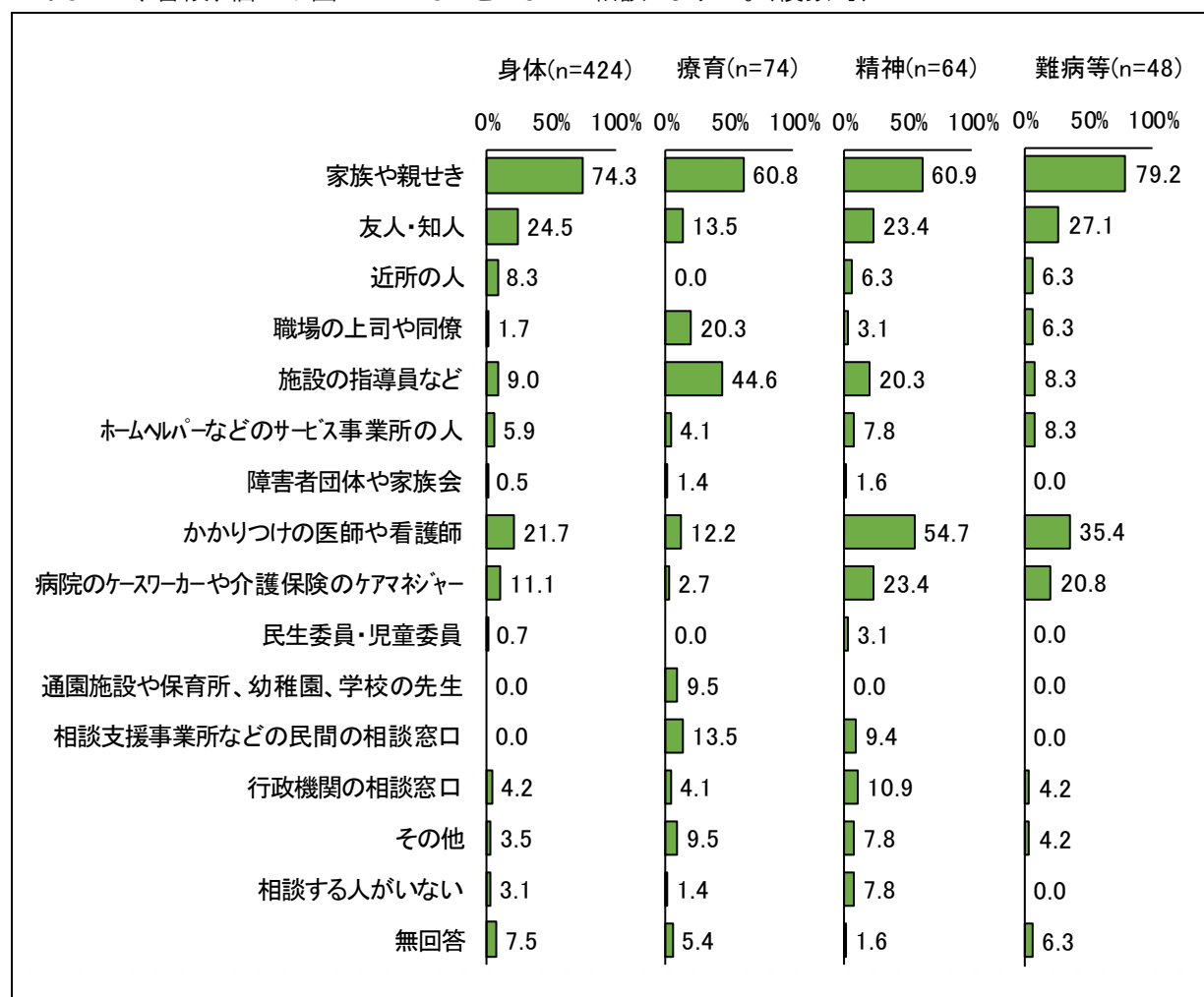


(10)相談先

相談先について、いずれも「家族や親せき」が最も多く、指定難病医療受給者証所持者等では79.2%、身体障害者手帳所持者では74.3%、精神障害者保健福祉手帳所持者では60.9%、療育手帳所持者では60.8%となっています。

次いで、身体障害者手帳所持者では「友人・知人」が24.5%、療育手帳所持者では「施設の指導員など」が44.6%、精神障害者保健福祉手帳所持者では「かかりつけの医師や看護師」が54.7%、指定難病医療受給者証所持者等では「かかりつけの医師や看護師」が35.4%となっています。

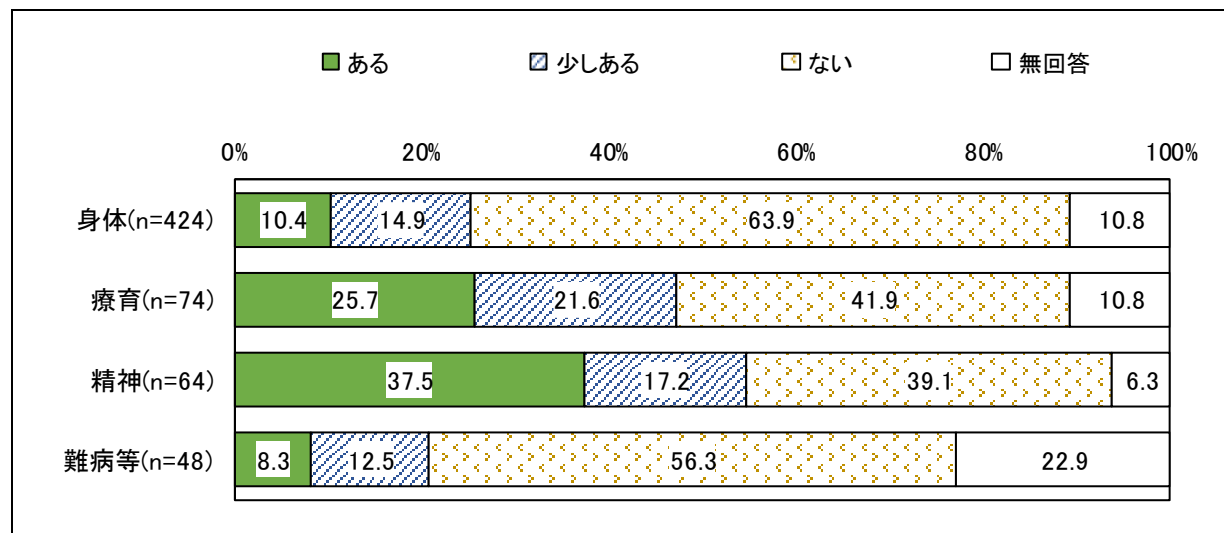
■あなたは、普段、悩みや困ったことなどをどなたに相談しますか。(複数可)



(11)権利擁護について

障害があることで差別やいやな思いをする(した)ことについて、「ある」又は「少しある」との回答は、精神障害者保健福祉手帳所持者では54.7%、療育手帳所持者では47.3%、身体障害者手帳所持者では25.3%、指定難病医療受給者証所持者等では20.8%となっています。

■あなたは障害があることで差別やいやな思いをする(した)ことがありますか。(1つ)



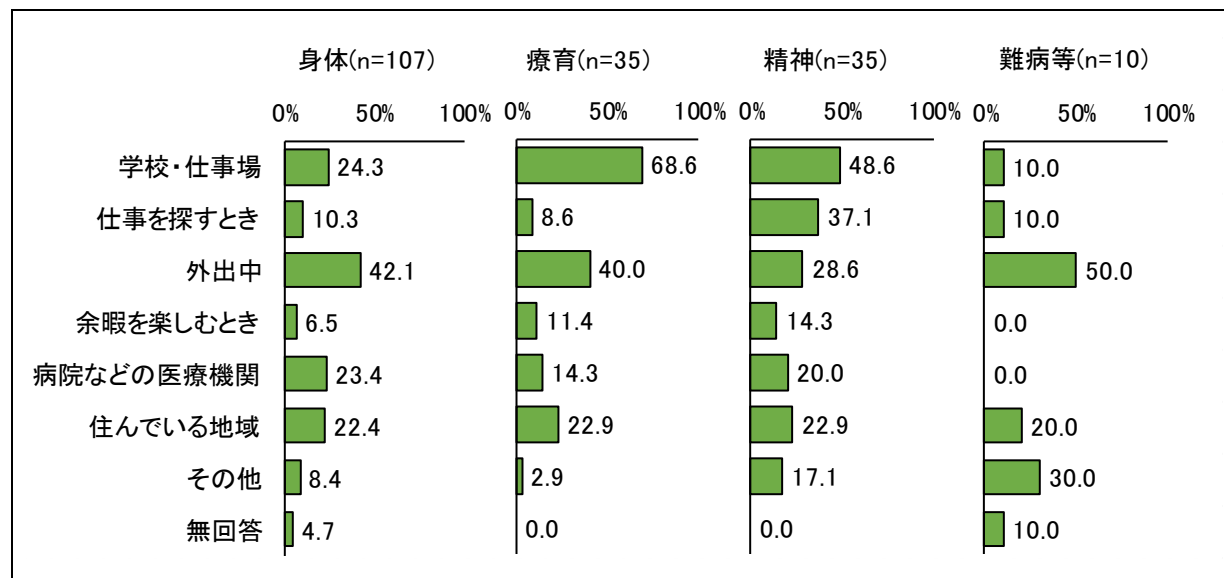
差別やいやな思いをした場所について、身体障害者手帳所持者では「外出中」が42.1%で最も多くなっています。

療育手帳所持者では「学校・仕事場」が68.6%で最も多くなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では「学校・仕事場」が48.6%で最も多くなっています。

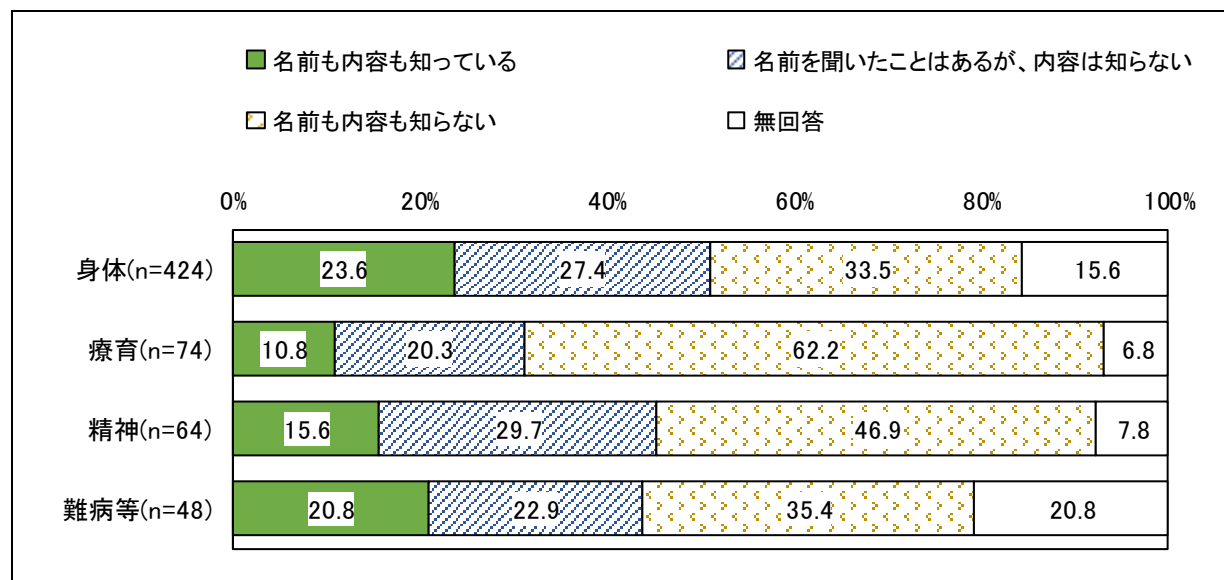
指定難病医療受給者証所持者等では「外出中」が50.0%で最も多くなっています。

■どのような場所で差別やいやな思いをしましたか。(複数可)



成年後見制度の認知度について、いずれも「名前も内容も知らない」が最も多く、療育手帳所持者では62.2%、精神障害者保健福祉手帳所持者では46.9%、指定難病医療受給者証所持者等では35.4%、身体障害者手帳所持者では33.5%となっています。

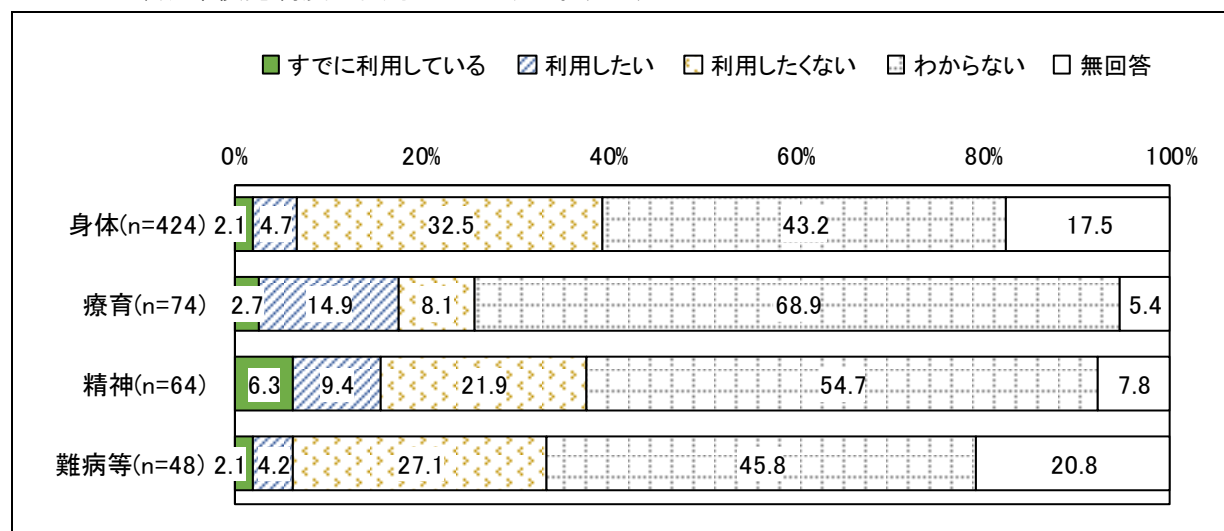
■ 成年後見制度についてご存知ですか。(1つ)



成年後見制度の利用希望について、いずれも「わからない」が最も多く、療育手帳所持者では68.9%、精神障害者保健福祉手帳所持者では54.7%、指定難病医療受給者証所持者等では45.8%、身体障害者手帳所持者では43.2%となっています。

■ 成年後見制度とは、判断能力が不自由な人の「財産」や「権利」を保護し、支援する制度です。

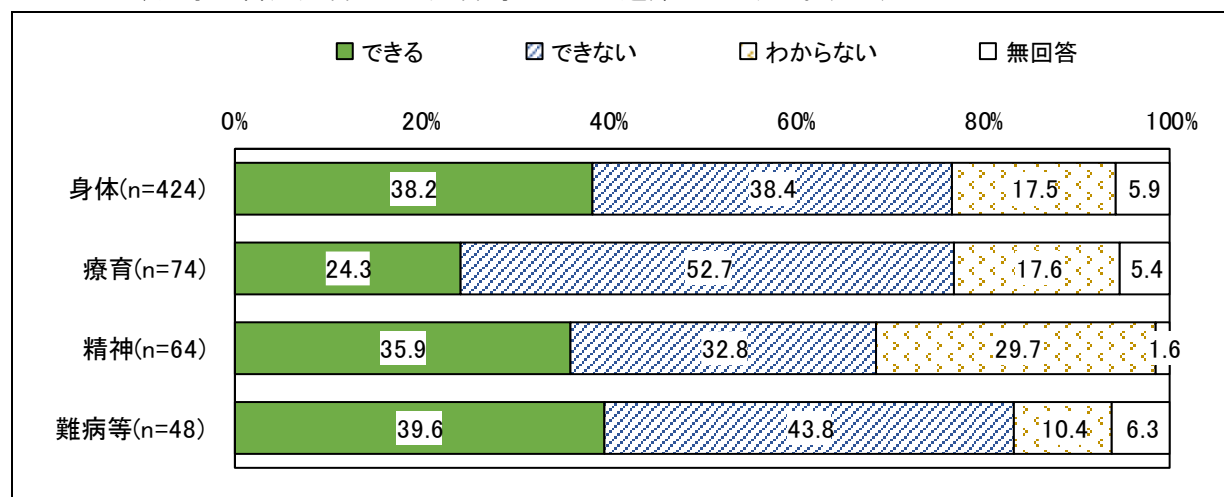
あなたは、成年後見制度を利用したいですか。(1つ)



(12)災害時について

災害時に一人で避難できるかどうかについて、「できない」との回答は、療育手帳所持者では52.7%、指定難病医療受給者証所持者等では43.8%、身体障害者手帳所持者では38.4%、精神障害者保健福祉手帳所持者では32.8%となっています。

■あなたは、火事や自然災害などの災害時に一人で避難できますか。(1つ)

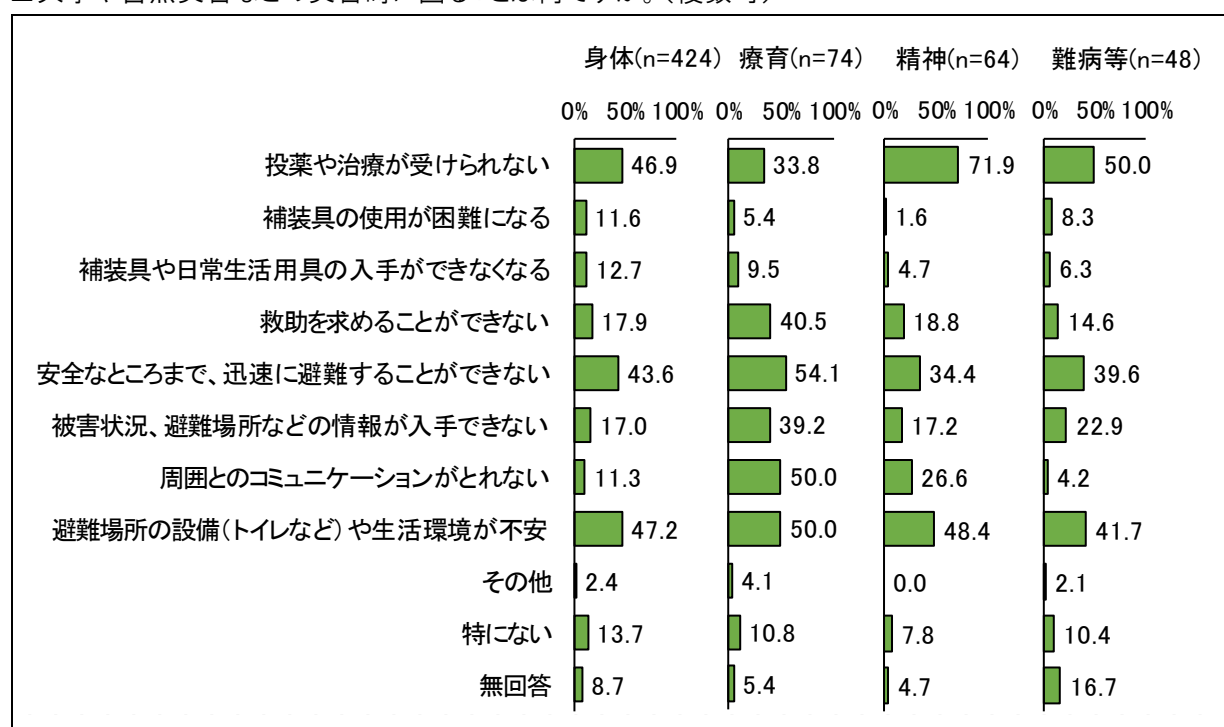


災害時に困ることについて、身体障害者手帳所持者では「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」が47.2%で最も多くなっています。

療育手帳所持者では「周囲とのコミュニケーションが取れない」と「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」がともに50.0%で最も多くなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者と指定難病医療受給者証所持者等では「投薬や治療が受けられない」が最も多く、それぞれ71.9%、50.0%となっています。

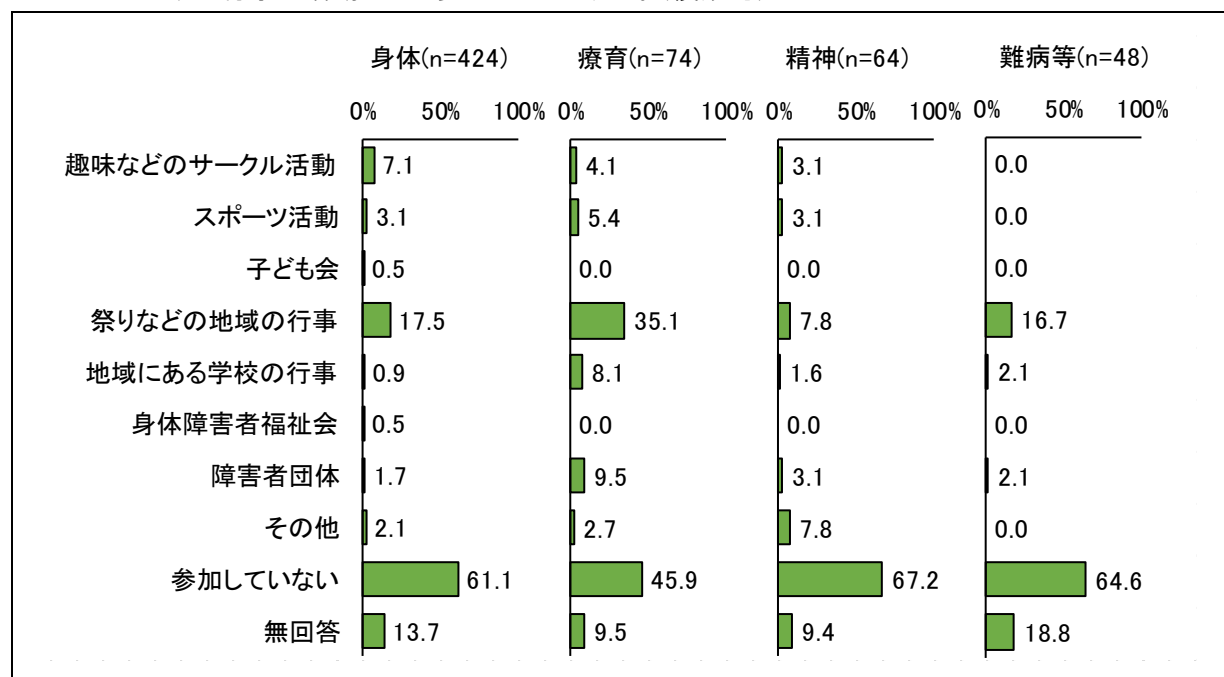
■火事や自然災害などの災害時に困ることは何ですか。(複数可)



(13)地域の行事や活動への参加について

地域の行事や活動について、いずれも「参加していない」が最も多く、精神障害者保健福祉手帳所持者では67.2%、指定難病医療受給者証所持者等では64.6%、身体障害者手帳所持者では61.1%、療育手帳所持者では45.9%となっています。

■あなたは地域の行事や活動などに参加していますか。(複数可)



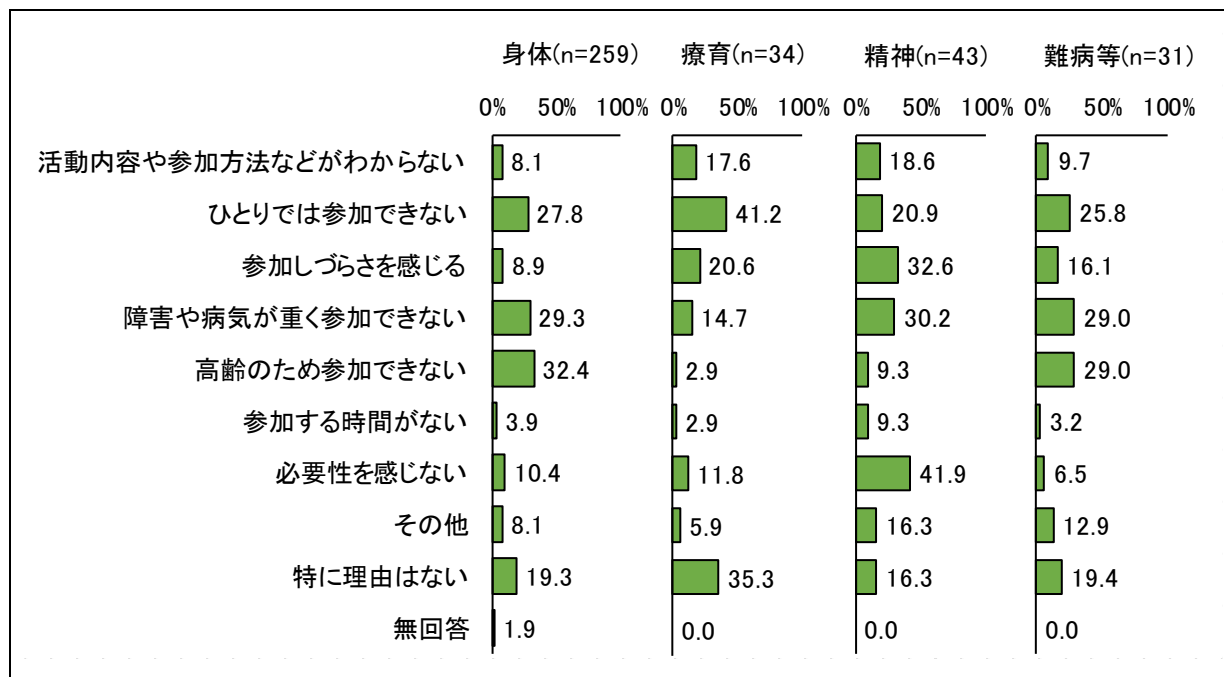
地域の行事や活動に参加していない理由について、身体障害者手帳所持者では「高齢のため参加できない」が32.4%で最も多く、次いで「障害や病気が重く参加できない」が29.3%となっています。

療育手帳所持者では「ひとりでは参加できない」が41.2%で最も多く、次いで「参加しづらさを感じる」が20.6%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では「必要性を感じない」が41.9%で最も多く、次いで「参加しづらさを感じる」が32.6%となっています。

指定難病医療受給者証所持者等では「障害や病気が重く参加できない」と「高齢のため参加できない」がともに29.0%で最も多く、次いで「ひとりでは参加できない」が25.8%となっています。

■地域の行事や活動に参加していない理由は何ですか。(複数可)



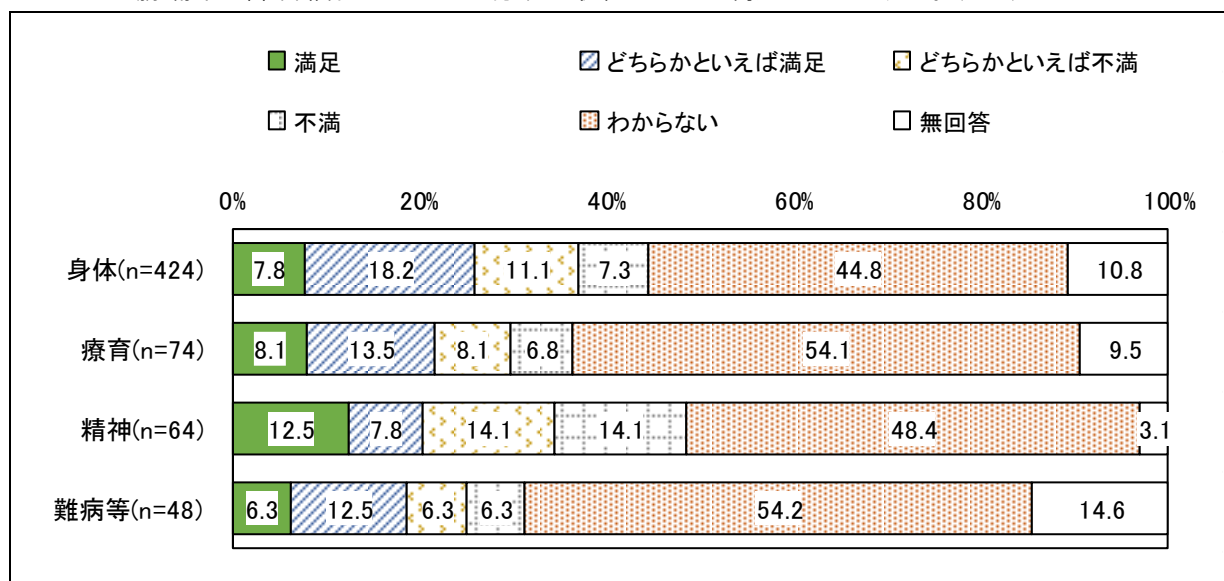
(14)市の取組などについて

本市の障害福祉サービスや行政の取組について、いずれも「わからない」が最も多くなっています。

「満足」又は「どちらかといえば満足」との回答は、身体障害者手帳所持者では26.0%、療育手帳所持者では21.6%、精神障害者保健福祉手帳所持者では20.3%、指定難病医療受給者証所持者等では18.8%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では「不満」又は「どちらかといえば不満」との回答が28.2%で「満足」又は「どちらかといえば満足」との回答を上回っています。

■あなたは勝浦市の障害福祉サービスや行政の取組について満足していますか。(1つ)



障害者施策を推進するために、市が充実すべきことについて、いずれも「手当や年金など、経済的な支援」が最も多く、身体障害者手帳所持者では42.0%、療育手帳所持者では45.9%、精神障害者保健福祉手帳所持者では54.7%、指定難病医療受給者証所持者等では47.9%となっています。

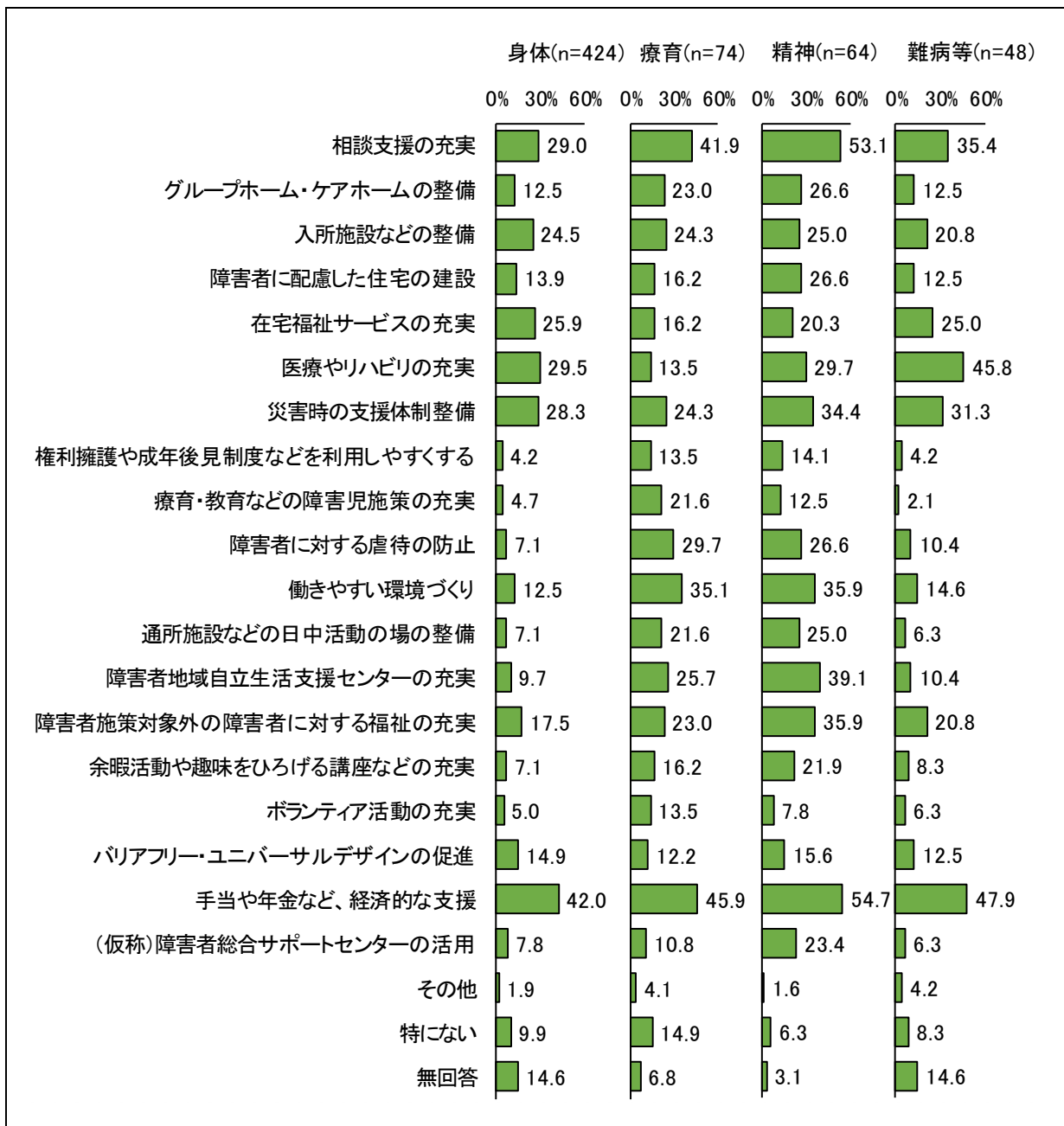
次いで、身体障害者手帳所持者では「医療やリハビリの充実」が29.5%、「相談支援の充実」が29.0%、「災害時の支援体制整備」が28.3%などとなっています。

療育手帳所持者では「相談支援の充実」が41.9%、「働きやすい環境づくり」が35.1%、「障害者に対する虐待の防止」が29.7%などとなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では「相談支援の充実」が53.1%、「障害者地域自立生活支援センターの充実」が39.1%、「働きやすい環境づくり」と「障害者施策対象外の障害者に対する福祉の充実」がともに35.9%などとなっています。

指定難病医療受給者証所持者等では「医療やリハビリの充実」が45.8%、「相談支援の充実」が35.4%、「災害時の支援体制整備」が31.3%などとなっています。

■ 今後、障害者施策を進めていくにあたって、あなたは市が特にどのようなことを充実させていけばよいと思いますか。（複数可）



6 調査結果からみる課題

(1)日常生活について

アンケート回答者の6割以上が65歳以上の高齢者となっており、外出の介助や薬の管理の援助など、日常生活の様々な場面で介助を必要とする人が多くなっています。

また、介助者は身体障害者手帳所持者では配偶者が最も多く、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者では父母や祖父母等が最も多くなっています。こうした介助者の中には、高齢者も多く、老老介護の状態にある家庭が多いことが見込まれます。

そのため、障害のある人とともに、介助者の負担を軽減していく必要があります。

(2)住まいや暮らしについて

障害のある人の暮らしについては、大半が家族と一緒に生活することを希望しています。一人暮らしの希望は、精神障害者保健福祉手帳所持者では2割弱、身体障害者手帳所持者では1割強、グループホームの利用希望は、療育手帳所持者では3割弱、精神障害者保健福祉手帳所持者では1割強となっています。

また、希望する暮らしを送るために必要な支援は、経済的な負担の軽減が最も多いほか、必要な在宅サービスや在宅での医療的ケア、相談対応の充実等が多くなっています。

そのため、障害のある人が、地域の中で自立して、希望する生活を送ることができるよう、必要な支援体制の整備を推進していく必要があります。

(3)日中活動や就労について

外出時の困難として、公共交通機関の少なさや、駅の階段や道路の段差の多さを指摘する意見が多くなっており、さらなるバリアフリーの推進が求められます。

療育手帳所持者や精神障害者保健福祉手帳所持者は、困った時の対応を心配する声が多く、地域の人々の障害のある人への理解を深め、支え合いの輪を広げていくことが重要です。

また、障害のある人の就労支援に必要なことは、職場の障害者理解や通勤手段の確保、具合が悪くなった時に気軽に通院できることなどが多くなっており、障害のある人の就労について理解を深めるとともに、障害のある人が働きやすい環境整備を進めていくことが求められます。

(4)悩みや不安について

障害のある人の暮らしの中での悩みや不安は、自分の健康や病気のことや生活費など経済的なことが多くなっており、相談先としては家族や親せきが大半を占めています。

個々の健康や病気等の状態は、障害の種類によって多様であり、障害のある人一人ひとりに対して、的確に対応することが重要です。

また、介助者の高齢化や独居者の増加等から、家族や親せきに頼ることができない人も増加することが見込まれるため、身近な地域における支援体制を充実することが求められます。

(5)障害者の人権について

障害があることで差別等を受けたことがある人は、精神障害者保健福祉手帳所持者では5割強、療育手帳所持者では5割弱となっています。

また、差別等を受けた場所は、身体障害者手帳所持者と指定難病医療受給者証所持者等では外出中が最も多く、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者では学校・仕事場が最も多くなっており、引き続き、あらゆる差別の解消を推進することが求められます。

成年後見制度の認知度については、名前も内容も知らないとの回答が最も多く、制度の利用についても、わからないとの回答が最も多くなっている状況となっており、制度の周知を図るとともに、障害のある人への市民の理解を深めていく必要があります。

(6)災害時について

災害時に一人で避難できないという人が多く、特に療育手帳所持者では5割強、指定難病医療受給者証所持者では4割強となっています。

また、災害時に困ることについては、避難場所の設備や生活環境、周囲とのコミュニケーション、投薬や治療が受けられないことなど、手帳等の種別によって様々であり、障害のある人が災害時に適切な支援を受けることができるよう、設備の整備や支援者の確保等に努めることが求められます。

(7)地域活動について

地域の行事や活動には、参加していないとの回答が多くなっています。

その理由として、身体障害者手帳所持者と指定難病医療受給者証所持者等は、高齢であること、障害や病気が重いことが多くなっています。また、療育手帳所持者では、ひとりでは参加できない、参加しづらさを感じるなどが多く、精神障害者保健福祉手帳所持者では、必要性を感じない、参加しづらさを感じるなどが多くなっています。

そのため、活動への参加を支援するための取組や参加しづらさを解消するための働きかけを行い、障害のある人の地域への参画を推進することが重要です。

(8)市の取組への要望について

本市の障害福祉サービスや行政の取組について、わからないという回答が最も多く、精神障害者保健福祉手帳所持者では、満足度が比較的低くなっている状況です。

そのため、障害福祉サービスや市の取組等について、わかりやすい情報提供を行うとともに、より一人ひとりのニーズを踏まえた支援に努める必要があります。

また、市が充実すべきことについては、経済的な支援が最も多くなっており、それに加えて、医療やリハビリ、相談支援の充実、働きやすい環境づくり、災害時の支援体制整備なども多くなっています。

引き続き、相談体制の充実や災害時の支援体制の構築を進めるとともに、保健、医療、雇用等、あらゆる分野における取組を充実していくことが求められます。

第3節 ヒアリング調査結果概要

1 実施概要

本計画の策定にあたって、アンケート調査では把握できない障害のある人及びその家族等の障害福祉や生活全般に関する要望・意見等を聴取するため、ヒアリング調査（今回は書面のみ）を実施しました。

2 調査結果概要

(1)障害者団体の主な意見

区分	主な意見
活動上の問題点	○加入者を増やしたいが、送迎車を購入する資金がない。 ○地域の理解と協力が不足している。
市への要望	○学校給食のような支援がほしい。 ○他施設と交流する行事を増やしてもらいたい。 ○イベントに障害者招待枠などを設けてほしい。 ○施設を増やし、自分に合った場所を探せるようにしてほしい。
今後の課題	○利用者が毎日来たくなる施設を作りたい。
その他	○家族視点の考えも大事だと思う。

(2)事業所の主な意見

区分	主な意見
活動上の問題点	○従事者の確保が難しい。 →特に力を必要とする作業に対応できる従事者が少ない。 →若者が少なく、応募者も中高年で、従事者も高齢化している。 ○現場に入る必要があるため、事務作業の時間がない。 ○専門職の不在により、従事者の資質向上が難しい。 ○利用者の高齢化に伴う医療ニーズの拡大に対応しきれない。 ○地域の方々の障害のある人への理解・協力が不足している。 ○就労場所が少なく、選べる仕事も少ない。 ○免許や車がないため、就職できない又は勤務先が遠すぎる。 ○近くに職安がないため、調べに行くだけでも大変である。

区分	主な意見
市への要望	○単発から長期まで、事業所の作業依頼がほしい。 ○従事者の確保（紹介）、事業運営の補助、社会参加の機会確保（行事、イベント開催）、法制度の解釈・相談 ○日中・夜間受け入れてくれる場所の提供（生活介護・短期入所）。 ○移動手段の新規開発（オンデマンド車輛の充実）。
今後の課題	○在宅の方に支援を提供し、居場所を確保していく。 ○障害のある人への理解を深めて、生活しやすい環境を作る必要がある。 ○高齢化対策により、施設入所支援の利用者が、安心して暮らせる環境を作っていく。 ○身体障害のある方も安心して利用できるよう、家族の負担軽減に重点的に取り組む。 ○地域の人々が気軽に仕事を依頼し、障害のある人が、求人を受けられる環境が必要。
その他	○人として、障害のことを理解できる人が増えてほしい。お互いに助けあって生活ができる社会になってほしい。 ○障害のある人の働く様子を見学に来て頂くことが必要だと思う。屋内作業だけでなく、外での作業や清掃の様子なども見て頂きたい。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

障害のある人が必要な支援を受けながら、自立して生活できるよう、在宅や施設における総合的な障害者福祉サービスの充実とともに、広い圏域で相互補完し合えるような体制づくりや雇用受け入れ側の障害のある人に対する正しい理解・意識の醸成など、障害のある人を地域全体で受け入れ、支える環境づくりが求められています。

障害のある人が住み慣れた地域社会で安心して生き生きと暮らせるよう、各種福祉サービスや相談・支援体制の充実に努めるとともに、社会参加と自立を促進すべく、外出のための移動支援や就労に向けた自立訓練、就労支援の充実を図ることが重要です。

また、障害のある人の基本的な人権が尊重されるよう、ノーマライゼーションの理念に基づいて、障害のある人に対する市民の正しい理解と認識を深めるほか、地域活動支援センターやNPO、ボランティア団体などが相互に連携し、地域全体で障害のある人を受け入れ、支える環境づくりが重要です。

そのため、本市では、「障害のある人もない人も ともに生きるまち 勝浦」を基本理念として、障害のある人をはじめとしてすべての人がともに暮らすことのできる共生社会の実現に向けた総合的な施策を推進します。

■本計画の基本理念

障害のある人もない人も ともに生きるまち 勝浦



第2節 基本的視点

国及び県の考え方や本市の基本理念を踏まえ、次の基本的視点に立って、障害者施策を推進します。

基本的視点1 自己決定の尊重と意思決定の支援

障害のある人やその生活を支援する家族等の意見を尊重し、施策に反映させていくとともに、障害のある人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、意思決定の支援を行います。

基本的視点2 あらゆる場面におけるアクセシビリティの向上

障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁の除去を進めることにより、障害のある人もない人もその能力を発揮しながら安心して生活できるよう、アクセシビリティ向上の環境整備を図ります。

基本的視点3 当事者本位の総合的かつ横断的な支援

障害のある人が各ライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、福祉や教育、雇用等の各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。

複数の分野にまたがる課題については、障害のある人やその生活を支援する家族等の意向を踏まえつつ、関係機関が必要な連携を図ること等を通じて総合的かつ横断的に対応していきます。

基本的視点4 障害特性等に配慮したきめ細かい支援

障害者施策は、障害特性や障害の状態、生活実態等に応じた障害のある人の個別的な支援の必要性を踏まえて策定及び実施します。

その際、外見からは判別しにくい障害が持つ特有の事情を考慮するとともに、状態が変動する障害は症状が多様化しがちであり、障害の程度を適切に把握することが難しい点に留意します。

基本的視点5 複合的困難に配慮したきめ細かい支援

障害のある女性や子ども等、複合的に困難な状況に置かれた障害のある人に対して、きめ細かい配慮の下、施策を実施していきます。

障害のある女性については、性犯罪や性暴力等、女性であることにより複合的に困難な状況に置かれる場合があることを念頭に置いて施策を策定及び実施します。

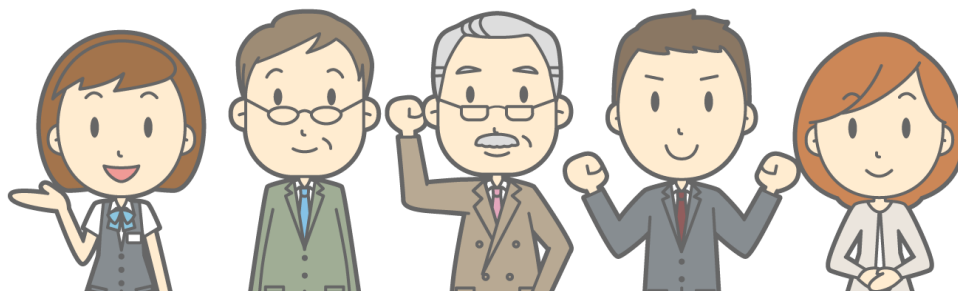
また、障害のある子どもについては、成人とは異なる支援が必要であることに留意して、子どもの能力や可能性を最大限に伸ばすため、一人ひとりのニーズに応じた支援を行います。

基本的視点6 障害を理由とする差別の解消

障害者差別解消法や「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、様々な主体との連携を図りつつ、事業者、市民等の幅広い理解の下、障害者差別の解消に向けた取組を積極的に推進します。

基本的視点7 施策の総合的かつ計画的な取組の推進

障害者施策のPDCAサイクルを構築し、着実に実行するとともに、当該サイクル等を通じて施策の見直しを行います。



第3節 基本目標

本市では、基本理念及び基本的視点を踏まえ、次の5つの基本目標を設定します。

基本目標1 理解と交流のある地域づくり

障害のある人もない人も、ともに支え合って生きることのできる地域づくりが求められています。

そのため、あらゆる機会や情報媒体を通し、障害福祉に関する理解の促進、意識啓発を図り、すべての人が、障害のある人の人権の尊重という観点に立って、障害のある人に対する差別や偏見を持つことのない地域社会にしていきます。

また、障害のある人への虐待の防止、早期発見及び迅速な対応に努め、障害のある人及びその家族等の人権を擁護する施策を積極的に展開していきます。

さらに、障害のある人が、地域で自立して生活していくために、各種の福祉サービスや関係機関等の支援だけではなく、ボランティア等の育成を図るなど、地域の人々の協力体制を充実させていきます。

基本目標2 安心してサービスを利用できる地域づくり

障害のある人が、必要なサービスを受けながら、自立して生活できる地域づくりが求められています。

障害のある人が自分に適したサービスを自ら選択できるしくみづくりのために、情報提供体制の充実を図るとともに、身近なところで気軽にサービス利用に関する相談ができるよう、相談体制の強化に取り組みます。

また、総合的な支援や相談に対応するため、専門職員の資質の向上に努めます。

さらに、障害の種別や程度に十分配慮して、その人に合った情報提供や説明方法等について工夫し、相談等に柔軟に対応ができるよう、行政をはじめとして、関係職員の意識改革を図っていきます。

基本目標3 自立を支援する地域づくり

障害のある人が生涯にわたって、健康で、安心して生活できる環境づくりのために、保健・医療サービスの充実を図るとともに、保健・医療・福祉の連携を緊密化して、総合的なサービス提供体制の構築に努めます。

また、地域の中で、障害のある人が一人ひとりの障害の種別や程度に合った適切な支援を受けながら、自立して生活していくとともに、その家族の負担をやわらげられるよう、地域生活を支えるサービスの充実や日中活動の充実を図るとともに、住環境の整備や障害者福祉施設の整備を促進します。

さらに、障害のある人が社会生活を送る中で、障害のない人と違う扱いを受けないよう、その人の障害に合った必要な工夫や配慮を提供していきます。

基本目標4 生き生きと活動することのできる地域づくり

障害のある人が、社会の様々な分野で生き生きと活動できる環境づくりが求められています。

支援に関する情報の共有化を図り、乳幼児期から学校卒業後まで切れ目のない効果的な支援を障害のある児童及びその家族に提供するため、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育等、又は障害児福祉サービス等を円滑に利用できるよう必要な支援を行うとともに、特別支援教育の推進体制を構築します。

また、障害のある人がその人の適性に応じて能力を十分に発揮し、働き続けることができるよう、総合的な就労支援を実施します。

さらに、障害のある人が円滑にスポーツ、レクリエーション又は文化芸術活動を行うことができるよう、環境の整備等を推進します。

基本目標5 安心して生活できる地域づくり

障害のある人が、地域の中で、生き生きと活動していくためには、移動の自由が確保され、施設が利用しやすいものとなっていることが重要です。

こうしたことから、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の視点に立ったまちづくりを推進します。

また、障害のある人は、災害時や感染症発生時等に様々な困難に直面することが考えられるため、地域の人々と関係機関が一体となった支援体制を構築します。

さらに、障害のある人が、地域の中で安心して生活できるよう、防犯への取組を強化していきます。

第4節 施策体系

基本理念	基本目標	基本施策
障害のある人もない人も ともに生きるまち 勝浦	1 理解と交流のある地域づくり	1 人権の尊重 2 理解と協力の促進 3 地域ぐるみの協力体制の整備
	2 安心してサービスを利用できる地域づくり	1 情報提供のしくみの充実 2 相談体制の充実 3 サービスの質の向上 4 人材の育成
	3 自立を支援する地域づくり	1 健康づくり 2 地域生活を支えるサービスの充実 3 日中活動の充実 4 暮らしの場の確保 5 障害のある人の視点に立った行政サービスの充実
	4 生き生きと活動することのできる地域づくり	1 障害児支援の充実 2 学校教育の充実 3 雇用・就労の促進 4 スポーツ、文化活動の促進
	5 安心して生活できる地域づくり	1 福祉のまちづくりの推進 2 防災・防犯、緊急時の支援体制の充実

第4章 障害者施策の展開

基本目標１ 理解と交流のある地域づくり

１ 人権の尊重

□■現状と課題■□

障害のある人が、障害のあることを理由に差別されることのない社会が求められています。そのため、障害のある人の人権の擁護という観点から、「障害者の権利に関する条約」や関係する法律について、広く市民に周知し、市民の障害のある人への理解を深めていくことが重要です。

また、障害のある人が地域において、生涯にわたって社会の一員としてその尊厳を重視され、その人らしく暮らすためには、日々の暮らしの中での自己決定を支援するとともに、障害があることで不利益な取扱を受けることなく安心して暮らしていける権利擁護の仕組みを構築する必要があります。

障害のある人に対する虐待は、家庭、職場、学校など、社会生活の様々な場面において行われる恐れがあり、その類型も、身体的なものに限らず、心理的、経済的、性的、放置・放任など様々です。その潜在的な可能性を認識し、人々の意識に訴えかけ、虐待を未然に防ぐための取組が強く求められています。

また、障害のある人が自分で決められることは自分で決め、支援が必要な部分は支援者に補ってもらうことで、自らの権利を適切に行使できるよう、成年後見制度等を周知するとともに利用を支援する必要があります。

□■施策の方向■□

障害者権利条約の批准、障害者虐待防止法、障害者差別解消法、障害のある人への「合理的配慮」等、障害のある人の人権を擁護するための法律等の周知を図ります。

また、成年後見制度利用支援事業や社会福祉協議会で実施する日常生活自立支援事業の周知を図り、その利用を促進します。

さらに、関係機関とネットワークを構築し、障害のある人への虐待の防止、家族等への支援体制を整備します。

①啓発活動の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
1	啓発活動の推進	「障害者週間」等における意識啓発活動を推進し、障害や障害者福祉についての関心や理解を深める取組を進めます。 また、障害者虐待防止法や差別解消法などの周知と併せて権利擁護のための啓発の取組を進めます。	福祉課
2	ホームページ、広報紙の活用	市のホームページや広報紙への障害や障害者福祉に関する情報提供の充実に努め、障害についての理解の促進を図ります。併せて、障害のある人を含むすべての人の利用しやすさに配慮した情報提供の取組を進めます。	総務課 福祉課

②権利擁護施策の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
3	日常生活自立支援事業・成年後見制度の周知	障害のある人の権利擁護を推進するため、社会福祉協議会などの関係機関と連携し、日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知に努めます。	福祉課
4	成年後見制度の利用促進	成年後見制度の適切な利用を促進するため、必要な人に対し、成年後見制度の申立てに要する経費や、成年後見人等の報酬を助成します。	福祉課 高齢者支援課
5	関連機関との連携の促進	さまざまな相談や権利の侵害に対する苦情に、適切に対応できるよう、地域の多様な関係機関との連携を促進します。	福祉課
6	虐待の防止	虐待の通報・届出に関する迅速・適切な対応や未然の防止に努めるとともに、虐待防止に関する啓発に努めます。	福祉課

③各種計画等への参画の促進

No.	事業名	事業内容	担当課
7	計画策定への参画促進	障害のある人やその家族の声を各種施策に的確に反映するため、計画等の策定時には障害者団体や関係者の参画を求め、積極的な意見の反映に努めます。	福祉課
8	アンケート調査等の実施	障害のある人やその家族、障害者団体等の声を各種施策に的確に反映するため、必要に応じてアンケート調査やヒアリング調査を実施します。	福祉課
9	パブリックコメントの実施	市の基本的な計画等の策定過程において、当該計画案の趣旨、内容等を広く公表し、公表したものに対する市民等からの意見及び情報を考慮して決定を行います。	福祉課

2 理解と協力の促進

□■現状と課題■□

障害のある人は、日常生活の中で物理的な面だけでなく、制度的、文化的、意識上等の障壁によって社会的な不利益を受けているケースが少なくありません。

ノーマライゼーション理念が普及し、障害のある人への理解は着実に進んできていますが、障害の有無によって分け隔てられることなく、地域社会の一員として受け入れられるようにしていく必要があります。

今後は、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会を築いていくことが求められます。

それには、お互いの理解を深めるため、各種イベントへの参加促進を図るとともに、身近な場所で、気軽に集まり、お互いに情報交換したり、相談し合えるような交流の場や機会を提供することが重要です。

□■施策の方向■□

障害のある人や障害に対する偏見や差別をなくし、ノーマライゼーションの理念の広まりや障害のある人に対する理解と認識を深めるため、各種啓発活動の推進を図ります。

小中学校においては、福祉教育を推進するとともに、ボランティア等の体験学習の充実や学校、家庭、地域との連携のもとでの人権教育の推進に努めます。

また、障害のある人同士や、障害のある人となない人の相互理解を深めるため、各種イベントへの参加促進を図るとともに、交流の場や機会の提供に努めます。

①福祉教育・学習機会の拡充

No.	事業名	事業内容	担当課
10	知識の普及・啓発活動	市のホームページや広報紙で障害者福祉制度や各種相談窓口に関する情報提供の充実に努め、障害福祉に関する知識の普及・啓発を進めます。 障害に対する更なる理解の促進に向けて、障害特性を分かりやすく解説したパンフレットの作成などの啓発の取組を進めます。	福祉課
11	児童生徒への普及・啓発	社会福祉についての理解を深めるとともに、思いやりの心、いたわりの心の醸成を進めます。	学校教育課

②学習・地域交流の促進

No.	事業名	事業内容	担当課
12	交流教育の普及・充実	子どもたちが障害の有無にかかわらず楽しく遊ぶ機会と保護者やボランティアの交流の場を提供し、障害のある子どもと障害のない子どもや地域の人々が活動を共にする交流機会の充実に努めます。	福祉課

3 地域ぐるみの協力体制の整備

□■現状と課題■□

障害のある人が、地域の中で安心して生活していくためには、地域の人々との支え合いが必要であり、日頃から地域の人々が障害のある人と交流し、見守り、支援していくことが大切です。

こうした地域の交流は、障害のある人をはじめ、高齢者や子どもを含めたすべての人々の地域への支え合いへと広げていく必要があります。

また、障害のある人が、地域で自立して生活していくためには、公的なサービスの充実とともに、地域の人々の協力と支援が不可欠です。

そのためには、地域で福祉活動に参加できる人材を発掘、育成、支援していくことが必要であり、今後もボランティアのための学習機会の充実や、人材の確保を図ることが重要です。

さらに、ボランティアを求める人とボランティアをしたい人をつなぐ仕組みづくり、障害のある人やその家族が運営している各種団体や各団体間のネットワークづくりを支援していくことも重要です。

□■施策の方向■□

市民と行政との協働を推進するため、市民の主体的な福祉活動を支援するとともに、公的サービスとインフォーマルなサービス等を結びつけ、調整していくしくみの充実を図ります。

ボランティア団体等の育成を図るため、福祉ボランティアの機能の充実を図り、各種の情報提供や団体の交流の場の提供に努めます。

また、障害のある人が、災害時や日常生活の中で必要なときに必要な支援を受けられるよう、「ヘルプカード」などの取組を検討します。

①ボランティア活動の支援

No.	事業名	事業内容	担当課
13	学校でのボランティア育成	ボランティア活動を通して、社会活動の実践と社会的意義を学ぶほか、地域住民との交流や郷土を愛する心の育成を図ります。	学校教育課
14	ボランティア活動の推進と人材育成	勝浦市社会福祉協議会に設置されている勝浦市ボランティアセンターが行う、ボランティアに関する講座やボランティアの交流を図るサロンの開催等の活動を支援し、ボランティア活動の推進と人材の育成を図ります。	福祉課

基本目標2 安心してサービスを利用できる地域づくり

1 情報提供のしくみの充実

□■現状と課題■□

障害のある人にとって、必要な情報が的確に伝わり、必要な時に気軽に情報を得られることは、それぞれが必要とする支援やサービスを利用していく上での第一歩となるものであり、社会参加を促進していく上でも不可欠となるものです。

サービス利用に関する情報については、自分に最もふさわしいサービスを選択できるよう、サービスそのものの情報、サービス事業者の評価に関する情報等、さまざまな情報が得られるようにしていくことが重要です。

情報提供にあたっては、どのような障害があっても利用しやすいように障害の特性や提供手段に配慮をする必要があります。

特に、視覚障害のある人や聴覚・言語障害のある人等、情報の収集、利用の面で制約を受けている人がおり、こうした人に十分配慮して、今後も各種情報のバリアフリー化を推進していく必要があります。

また、インターネット等による新しい情報提供手段の普及によって、障害のある人も必要な情報を容易に入手できる環境が整ってきました。こうした情報提供の手段を活用できるよう環境の整備や支援をしていくことが重要です。

情報提供体制については、情報を必要とする障害のある人に的確に届く情報提供を行うためにはどうすればよいのかという視点から、媒体の選択、内容、提供方法、情報提供の頻度など、総合的に内容の充実を図る必要があります。

□■施策の方向■□

障害のある人が社会生活や人間関係を円滑に進めるためには、情報の共有化や正確な情報の提供等による相互理解が重要です。

そのため、手軽に必要な情報を入手できるよう、各種情報提供の充実を図るとともに情報のバリアフリー化を推進します。

情報提供体制については、情報を必要とする障害のある人に的確に届く情報提供を行うためにはどうすればよいのかという視点から、媒体の選択、内容、提供方法、情報提供の頻度など、総合的に内容の充実を図ります。

また、聴覚障害及び言語障害のある人のためには、市が実施する説明会、講演会等について、必要に応じて手話通訳者や要約筆記者を配置するとともに、手話通訳者や要約筆記者の育成を支援します。

①情報提供等の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
15	あらゆる機会を利用した制度の周知	各種福祉制度の周知について、手帳交付時、広報、ホームページなどで実施するとともに、地区民生委員の研修会などの機会を利用して周知に努めます。また、税の控除、公共料金の割引等、対象者に対して確実かつ円滑に利用できるように制度の周知に努めます。	福祉課
16	意思疎通支援の充実	意思疎通を図ることに支障がある人に対して手話通訳者等の派遣による支援を行うとともに、手話奉仕員等の養成研修の実施により人材の育成を図り、コミュニケーション支援の充実に努めます。	福祉課

②情報のバリアフリー化の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
17	利用しやすさに配慮した情報提供	障害の有無にかかわらず、すべての人の利用しやすさに配慮した情報提供に努めます。 また、障害特性に配慮した情報伝達体制の整備を進めます。	福祉課 総務課

2 相談体制の充実

□■現状と課題■□

障害のある人が、身近なところで気軽に相談できる体制づくりが求められています。

特に、障害のある人やその家族が日常のさまざまな悩みや不安について気軽に相談のできる体制を充実していくことが重要です。

身体障害、知的障害、精神障害に加えて、難病、発達障害、高次脳機能障害等まで、障害それぞれに応じた適切な対応のできる相談体制の充実が重要です。

また、重度障害がある人等に限定されていたサービス利用等、利用計画作成の対象者が、平成27年3月までに原則としてすべての障害福祉サービス利用者に拡大されており、計画相談支援体制の充実を図ることも必要です。

□■施策の方向■□

障害のある人やその家族が、日常の悩みや不安を解消するために気軽に利用できるよう、地域活動支援センター等での相談体制を充実させるため、相談支援専門員を配置するとともに、相談員の知識と能力の向上を図ります。

また、計画相談支援の周知と利用促進を図るとともに、計画相談支援に係る人材の育成と確保を図ります。

①各種相談体制の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
18	総合的相談体制の充実	夷隅圏域市町と関係機関で構成する夷隅地区自立支援協議会において、地域の実情に応じた支援体制の整備について協議を行い、関係機関の緊密化とともに支援体制の充実を図ります。 また、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置について検討します。	福祉課
19	相談員との連携	身体障害者相談員、知的障害者相談員や県の広域専門指導員と連携し、身近に相談支援が受けられる体制づくりを図ります。	福祉課
20	個別支援の充実	相談支援事業者、障害福祉サービス事業者や支援機関とのネットワーク化を推進し、個別支援の充実を図ります。	福祉課

②計画相談支援体制の確保

No.	事業名	事業内容	担当課
21	指定特定相談支援事業者の指定	サービス等利用計画を作成する指定特定相談支援事業者の事業者指定を実施するとともに、新規事業者の参入を促進します。	福祉課
22	ケアマネジメント体制の充実	障害のある人の個々の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえたサービス等利用計画の作成を促進するとともに、保健師等の専門的職員を配置して支援の必要性に応じた適切な支給決定の実施に向けた取組を進めます。	福祉課

3 サービスの質の向上

□■現状と課題■□

障害者総合支援法に基づく福祉サービスは、利用者と事業者との契約によって利用・提供され、事業者には契約にあたっての重要事項説明、サービス提供計画の内容提示、サービス情報の提供が義務として課せられています。

また、利用者が、障害の特性に合った適切なサービスが受けられるよう、事業者に対し、法令基準の遵守や苦情に対する窓口、解決の仕組みを整備するよう周知したり、第三者評価制度の受審を働きかけることで、良質な事業者の選択やサービスの質の向上を図ることが必要です。

そして、障害のある人が自らの権利を適切に行使できるよう、権利擁護等の支援体制を充実させることも求められています。

□■施策の方向■□

障害のある人が、障害の種別や程度にあった適切なサービスが受けられるよう、事業者のサービスの質の向上を図ります。

また、事業者に対する苦情に適切に対応できるよう、第三者委員の設置や千葉県社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会の活用等の周知に努めます。

①事業者の質の向上

No.	事業名	事業内容	担当課
23	苦情解決のしくみの充実	サービス提供事業者に対し、苦情に適切に対応できるよう第三者委員の設置を促すとともに、苦情の解決が困難な場合は、社会福祉協議会の運営適正化委員会の活用を図るよう周知します。	福祉課
24	第三者評価制度の受審の促進	事業者が第三者評価機関の審査を受審するよう促進するとともに、結果の公表によりサービス利用者の主体的な選択を支援します。	福祉課

4 人材の育成

□■現状と課題■□

障害のある人が、障害の特性に応じた、適切な福祉サービスが受けられるようにするためには、福祉サービスの担い手である福祉・介護人材の確保とその知識や能力の向上が求められています。

そのためには、各種研修への参加を図り、行政の職員やサービスを提供する民間の福祉専門職員を含むすべての関係者が、障害のある人一人ひとりの日常生活を支えるための知識や具体的な技術を身につけられるよう支援していくことが課題です。

□■施策の方向■□

障害のある人が、それぞれのニーズに合った福祉サービスを受けられるよう、介護福祉士やホームヘルパー等福祉専門職の研修制度の充実を千葉県に働きかけます。

また、社会福祉協議会等とも連携し、地域福祉サービスの担い手になる人材の育成・確保に努めていきます。

①福祉・介護人材の確保と資質の向上

No.	事業名	事業内容	担当課
25	福祉・介護人材の確保	千葉県福祉人材確保・定着実地推進協議会において、地域の実情にあった人材の確保・定着対策を協議し、効果的な福祉・介護人材の確保を図ります。	福祉課
26	研修機会の提供	福祉関係職員が県などの主催する研修会に参加するよう働きかけるとともに、市職員や社会福祉協議会の職員も参加し、福祉関係職員の資質の向上を図ります。	福祉課

基本目標3 自立を支援する地域づくり

1 健康づくり

□■現状と課題■□

疾病を早期に発見し、適切な治療及び療育が受けられる環境づくりを進めるとともに、家族の精神的な負担を軽減する支援体制を充実することが求められています。

そのためには、乳幼児の健康診査を実施し、障害の早期発見、早期対応を図り、発達支援について一層の充実を図ることや保健・医療・保育等、関係機関の密接な連携の下に、障害に対する相談、通園・通所、さらに教育へと継続的な取組が行われるよう、療育支援等の内容を充実させていくことが重要です。

また、生涯にわたり健康で自立した生活が送れるよう、乳幼児から高齢者まで受診しやすい健康診査を実施し、疾病を予防するとともに、疾病や障害を早期に発見し、適切な治療・リハビリテーションにつなげていくことが重要です。

このため、健康に関する情報を積極的に提供し、ライフステージや性別に応じた健康診査や健康相談等を行うとともに、自主的な健康づくりを支える環境を充実し、生活習慣病や疾病の重症化を予防する対策を強化していく必要があります。

また、障害のある人が身近な地域で必要な医療サービスや医学的リハビリテーションを受けることができるよう、地域医療体制の充実を図るとともに、福祉サービス提供体制を充実させることが重要です。

□■施策の方向■□

障害の早期発見のため、医療機関や保育所等と緊密な連携を図り、療育から健康づくりに至る支援体制の整備を図ります。

子どもの発育や発達に不安のある保護者に対し、心のケアも含めた支援に努めます。

また、障害のある人の健康への不安や健康づくりに応えるため、健康や医療の情報を積極的に提供する等、各種保健事業の充実や適切な医療受診を促します。

さらに、その障害に応じたリハビリテーションを受けられるよう医療機関や介護保険施設等とも連携し、リハビリテーションの提供を図ります。

①療育環境の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
27	障害の早期発見と支援	乳幼児健康相談や発達相談事業などを通し、早期から乳幼児の発達を確認し、障害の早期発見と早期療育を図ります。また、保護者に対し訪問や相談を通し支援を行います。1歳6か月・3歳児健診の経過観察や未受診者の状況把握を行い、必要に応じて専門医療機関や療育機関の受診や相談につなげるよう努めます。	福祉課
28	相談支援体制の充実	医療・保健・福祉・教育関係機関で連携を図り、自立支援協議会や要保護児童対策地域協議会において、児童問題の相談支援体制の充実を図ります。	福祉課
29	情報の共有化	乳幼児期から一貫した療育支援が受けられるようサポートファイルの活用や、保育所・こども園や関係機関との情報交換を実施し療育支援体制の構築を図ります。また、保育所等訪問支援を活用し、専門的知識を地域に還元するアウトリーチ型支援の推進を図ります。	福祉課 学校教育課

②心と体の健康づくりの推進

No.	事業名	事業内容	担当課
30	個別・集団指導の実施	妊婦と家族を対象に個別・集団指導を行い、日常生活や健康状態について相談に応じ、母子ともに健康な出産、育児ができるよう努めます。	福祉課
31	障害特性に応じた療育の提供	発達相談事業などを通じて障害の特性に応じた療育を身近な地域で提供する体制の構築を図ります。	福祉課

③医療・リハビリテーションの充実

No.	事業名	事業内容	担当課
32	適切な医療の給付	障害を軽減する自立支援医療の利用を促進し適切な医療の給付に努めるとともに、重度心身障害者医療費支給事業により医療費の負担軽減を図ります。	福祉課
33	リハビリテーションの提供	身近な地域で医療的ケアが必要な重症心身障害児に対し、適切なリハビリテーションが提供できる体制の整備を図ります。	福祉課

2 地域生活を支えるサービスの充実

□■現状と課題■□

障害のある人が、地域で自立して、安心して生活していくために、各種の在宅福祉サービスの充実が求められています。

本市では、日常生活を営むために支援を必要とする身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人、難病患者、発達障害のある人、高次脳機能障害のある人等、すべての障害のある人のために、ホームヘルパーの派遣や日常生活の援助を行っています。

今後も、各種在宅福祉サービスの充実と多様化を図るとともに、障害のある人にとって、障害の特性に応じた適切な福祉サービスを受けられることが課題です。

□■施策の方向■□

障害のある人が地域の中で自立して生活できるよう、居宅介護やショートステイ等の各種在宅福祉サービスの充実を図ります。

また、障害のある人の所得保障は、障害年金や国・県の手当制度が基本です。障害のある人の経済的自立とその家庭の生活の安定を図るため、国や県の所得保障制度の動向等を踏まえながら、市独自の各種手当や助成金の支給等経済的支援の充実に努めます。

①在宅福祉サービスの充実

No.	事業名	事業内容	担当課
34	訪問系サービスの提供	在宅で介護サービスを受けながら生活を継続していくよう、居宅介護、重度訪問介護等の訪問系サービスの充実を図ります。	福祉課
35	介護給付の提供	在宅でも安心して生活できるよう、常時介護を必要とする障害のある人に対する施設での専門的な介護サービスを提供します。（生活介護、療養介護、短期入所等）	福祉課
36	補装具費の支給	身体障害のある人の機能障害を補う補装具を交付・修理し、自立の促進を図ります。	福祉課
37	意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障のある障害のある人等に、手話通訳者等を派遣し、意思疎通の円滑化を図ります。	福祉課
38	日常生活用具給付事業	障害のある人に対し、日常生活用具を給付することで、日常生活の便宜を図ります。	福祉課
39	移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人等について、外出のための支援を行い、自立生活及び社会参加を促します。	福祉課

No.	事業名	事業内容	担当課
40	日中一時支援事業	介護者が、緊急その他やむを得ない理由により介護することができないとき、障害のある人の日中における活動の場の確保及び一時的な見守りを行います。	福祉課
41	訪問入浴サービス事業	在宅の重度身体障害のある人の居宅を訪問し、入浴サービスを行い、身体障害のある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。	福祉課

②経済的支援の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
42	障害年金制度の周知	障害のある人の生活の安定を図る重要な社会保障制度である「障害年金」について、手帳交付時にリーフレットを配布するなどして、効果的な周知に努めます。	福祉課
43	各種手当の支給	障害のある人（子ども）や養育者等への手当として、「特別児童扶養手当」、「特別障害者手当」や「障害児福祉手当」などの各種手当を支給します。 対象者、支給要件、支給金額等は、制度によって異なりますので、各制度について効果的な周知に努めます。	福祉課
44	各種サービス助成等	障害のある人（子ども）及び保護者に対し、「タクシー費用」、「理容サービス費用」、「入湯料」などを助成します。	福祉課 高齢者支援課
45	各種割引・減免制度の周知	公共交通機関・有料道路における割引やNHK放送受信料の免除及び自動車税等の減免などの制度の効果的な周知に努めます。	福祉課

3 日中活動の充実

□■現状と課題■□

障害のある人が、地域の中でいきいきと生活していくためには、障害のある人自身が必要な支援を受けながら、さまざまな機会を利用して積極的に自立に向けた訓練や活動に取り組んでいくことが重要です。

そのためには、障害のある人の自立のための訓練、充実した余暇の機会や就労の準備等のさまざまな活動の場を、その人のニーズに合わせて選択できるよう整備することが必要です。

また、障害のある人が、地域で自立して生活できるよう、日中活動を支援するためのさまざまな施設の整備や入所施設を整備していくことも重要です。

□■施策の方向■□

障害のある人が、自立に向けた訓練や活動に取り組むことができるよう、日中活動の場の充実を図るとともに、気軽に外出できるよう、移動手段の確保に努めます。

また、障害者総合支援法に基づく生活介護事業、地域活動支援センター事業、日中一時支援事業を実施するとともに、新規事業者の参入を促進し、就労継続支援事業や就労移行支援事業の充実を図ります。

①活動の場の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
46	介護給付の提供	常時介護を必要とする障害のある人に対する施設での専門的な介護サービス等、日中も安心して生活できるような介護サービスを提供します。（生活介護、療養介護）	福祉課
47	訓練等給付の提供	身体機能や生活能力向上のための訓練や、一般企業等への就労に必要な訓練、また、一般就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練等、さまざまな訓練の機会を提供します。（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）	福祉課
48	地域活動支援センターの充実	創作的活動や生産的活動の機会の提供のほか、社会との交流の促進など、多様な活動の場を提供する地域活動支援センターの機能の充実を図ります。	福祉課

②移動手段の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
49	外出・移動支援の充実	障害のある人の社会参加の観点から、外出・移動のための支援を行う「同行援護」や「移動支援」の充実を図ります。	福祉課
50	移動・交通手段の確保	公共交通機関のバリアフリー化を促進するとともに、福祉タクシーなどの周知・利用の促進を図ります。また、自動車運転免許取得や自動車の改造に要する費用の一部を助成し、障害のある方の外出を支援します。	福祉課

③日中活動を支援する施設の整備・促進

No.	事業名	事業内容	担当課
51	広域施設整備の検討	重度の障害を持つ人や医療的ケアが必要な人の支援、短期入所等のニーズに対応するための施設整備について、夷隅圏域を中心に広域的な対応を検討します。	福祉課
52	障害者支援施設との連携	地域で生活する障害のある人に対する在宅支援の拠点としての役割を担う障害者支援施設との連携を強化し、支援体制の整備を図ります。	福祉課

4 暮らしの場の確保

□■現状と課題■□

障害のある人が、地域の中で安心して生活するために、その生活の基盤である住宅環境を改善していくことが求められています。

そのために、公営住宅等の優先入居の実施や、入居要件の緩和等、住まいを確保するための施策を充実させるほか、一戸建住宅については住宅改造等のバリアフリー化を支援していくことが必要です。

さらに、障害のある人が住み慣れた地域で共同生活を営むことができるよう、グループホームの充実を図ることが重要です。

□■施策の方向■□

障害のある人が地域の中で安心して生活できるよう、障害のある人向け公営住宅確保の要請、住宅改造費の助成等を行います。

また、障害のある人が住み慣れた地域で自立して生活できるよう、民間事業者によるグループホームの整備について、情報提供や相談など必要な支援を行います。

①障害のある人に配慮した居住の場の確保

No.	事業名	事業内容	担当課
53	住宅改造費助成事業利用の推進	障害のある人の住宅ニーズに応え、個々の自立を支援し、適切な住宅改造を推進するために、重度身体障害者の住宅改造費助成事業の利用を推進します。	福祉課

②暮らしを支援する施設の整備・促進

No.	事業名	事業内容	担当課
54	グループホームの整備・利用の支援	障害のある人の地域移行を進めるため、日常生活上の相談援助を受けながら共同生活を行うグループホームの整備を促進するとともに、利用者の家賃や事業者への補助を行い、グループホームの利用支援を図ります。	福祉課
55	施設入所の支援	重度の障害や医療的ケアを要するなど入所による支援が必要な人に対し、「施設入所支援」の適切な給付により、安心・安全な暮らしの場が確保されるよう努めます。	福祉課

5 障害のある人の視点に立った行政サービスの充実

□■現状と課題■□

障害のある人に対する各種施策を効果的に推進していくためには、その内容や進め方が、障害のある人それぞれのニーズや状況に合ったものであることが重要です。

こうしたことから、市の関係施策について、障害のある人の視点に立って、必要に応じて検討を加えていくことが重要です。

また、障害のある人に対しては、その障害の特性に、最も適切な対応ができるよう、職員の窓口での対応、書類手続きへの支援、説明方法の工夫等、さまざまな合理的配慮をしていくことが重要です。

□■施策の方向■□

障害のある人一人ひとりに寄り添って対応できるよう、障害や障害のある人に対する職員の意識と知識の向上を図ります。

さらに、市役所の窓口対応については、障害特性に配慮した工夫により、利用しやすい対応に努めます。

①行政サービスにおける配慮の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
56	職員の資質の向上	障害に関する理解を促進するため、職員に対し「社会福祉主事資格認定講習」の受講や必要な研修を実施し、資質の向上を図ります。	福祉課
57	差別解消に向けた対応要領の作成	障害者差別解消法に基づき、障害を理由とする差別の具体的内容等を示す「対応要領」を作成し、差別の解消に取り組みます。	福祉課
58	市の事業等（イベント）における配慮	市の事業等（イベント）開催時に駐車場の確保や要請による手話通訳者等の派遣など、障害のある人への配慮に努めます。	福祉課
59	障害のある人に関するマークの普及	障害のある人への支援の必要性を伝える各種のマークについて、周知と理解の促進を図ります。	福祉課
60	情報提供への配慮	行政情報の提供に当たっては、障害特性に応じた取組に努めるよう関係各課に働きかけます。	福祉課

基本目標4 生き生きと活動することのできる地域づくり

1 障害児支援の充実

□■現状と課題■□

障害のある子どもが、将来、社会的に自立して生活できるよう、障害のある子どもへの支援の充実が求められています。

障害のある子どもの個性や能力を育むには、一人ひとりの障害の種別や程度に応じた保育を行っていくことが必要であり、特に、障害のある子どもと保護者の希望に応じて、良質かつ適切な保育を受けられるように配慮していくことが重要です。

そのためには、保育所における障害のある子どもへの保育を充実させる等、受け入れ体制を拡充することが課題です。

また、低学年児童に対する集団生活への適応訓練や日常生活基本動作の訓練等の場の充実を図ることが重要です。

□■施策の方向■□

障害のある子どもの社会性や個性を伸ばし、社会的に自立できるよう、保育サービスを充実させるために、保育職員の資質の向上に努めるとともに、障害のある子どもとなない子どもがお互いの理解を深めながらともに育っていけるよう、統合保育の推進に努めます。

障害のある子どもについて、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育等の利用状況を考慮しながら、障害者総合支援法に基づく居宅介護、短期入所、障害のある子どもを一時的に預かって見守る日中一時支援等、あるいは、児童福祉法に基づく障害児通所支援等の専門的な支援を確保し、身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。

①障害児保育の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
61	障害児保育事業	こども園において障害児保育事業を実施しており、今後も保護者の要請を踏まえ、保護者の経済的・精神的負担を軽減し、子育て支援を図ります。	福祉課

②低学年児童養育対策の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
62	支援体制の構築	保育、教育等の関係機関と連携し、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を推進します。	福祉課 学校教育課

No.	事業名	事業内容	担当課
63	障害児通所支援の充実	特別な支援を必要とする子どもが、身近な環境で適切な支援を受けられるよう障害児通所支援の充実を図ります。	福祉課
64	在宅支援機能の強化	居宅介護、訪問看護、短期入所や日中一時支援などの在宅生活を支えるサービスの提供体制の充実に努めます。	福祉課

2 学校教育の充実

□■現状と課題■□

障害のある子どもに対する教育については、自立や社会参加に向けて、地域でともに学ぶ環境を整え、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善したり克服したりしていくことも必要です。

そのために障害のある児童生徒が、他の児童生徒と一緒に授業に参加しているという意識が持てるように、教育内容や方法などに工夫しながら、指導の充実に努めていくとともに、乳幼児期から卒業後までの一人ひとりのライフステージに応じた適切な支援を行うことが大切です。

□■施策の方向■□

本人及び保護者の希望を尊重した上で、個別の教育支援計画の作成及び活用が進むよう、啓発活動に取り組み、かつ個々の事例に対する指導・助言に努めます。

また、乳幼児期から卒業後まで切れ目のない効果的な支援を提供できるよう、支援に関する情報の共有化を図ります。

特別支援学級や通級指導学級の担当者、通常学級の担任、補助教員など、教職員全体が障害のある子ども及び障害児教育に対する理解を深め、障害特性に配慮した教育の推進に努めます。

また、インクルーシブ教育の視点に立って、学校の改築等の際には、バリアフリー化の推進を図るとともに、特別支援学級と通常学級の子どもが自然に交流できるよう、教室の配置等に配慮していきます。

①相談・指導の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
65	教育相談・就学相談の実施	関係機関と連携の下、乳幼児期を含め早期からの教育相談・就学相談の実施を推進します。	福祉課 学校教育課
66	サポートファイルの活用	早期から一貫した指導・支援ができるよう、支援に関する情報を、関係機関で共有できるようサポートファイルの活用を推進します。	福祉課 学校教育課

②特別支援教育の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
67	障害の特性に応じた教育の充実	特別な支援を必要とする子どもの特性に応じた配慮を実施します。	学校教育課
68	特別支援教育に関する人材の育成	夷隅郡市2市2町で設置している夷隅地区特別支援連携協議会において、特別支援教育に関する研修会、特別支援教育コーディネーターや特別支援教育担当者を対象とする研修会を実施し、専門性の確保と指導力の向上を図ります。	学校教育課

③放課後支援の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
69	放課後等デイサービス事業の充実	特別な支援が必要な子どもに、放課後や休日に生活向上のための訓練、社会との交流の機会を提供する放課後等デイサービスについて、事業者の参入を促進します。	福祉課

3 雇用・就労の促進

□■現状と課題■□

障害のある人の就労については、雇用の場が限られていること、障害理解に基づく適切な就労支援体制が十分ではないことなどにより、働きたいという意向と能力があっても就労に結びついていないのが現状です。

障害のある人が働く場合、就労訓練にとどまらず、就労先の開拓やあっせん、職業研修、就業支援、さらには生活全般への支援といったものが密接に関連していることが必要です。

本市では、自立支援協議会において関係機関との連携を取りつつ就労支援に努めており、今後も就労支援を行っている事業者や夷隅圏域内の各種施設などの関連団体と連携し、地域における就労支援の強化策を整備することが求められます。

また、公的分野においては、法定雇用率の遵守はもちろんのこと、就労意欲を持つ人の意欲と適性に応じた多様な就労形態の検討、福祉施設等への委託業務の拡大などに率先して取り組んでいく必要があります。

さらに、障害者優先調達推進法に基づき、「勝浦市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」が定められており、市においても障害者施設等からの受注拡大をしていくことが求められます。

□■施策の方向■□

障害のある人の雇用を促進するため、就労に関する情報提供を行うとともに、障害者就労支援センターを中心に関係機関との連携を図り、職場開拓や就職準備、職場定着等の就労支援と就労に伴う生活支援を総合的にを行います。

また、障害者就労施設等の工賃引き上げを支援するため、企業からの仕事の受注促進や、自主製品の販路の拡大を支援するとともに、障害者優先調達推進法に基づき、施設等が提供する物品やサービスの優先購入（調達）に努めます。

さらに、福祉的就労から一般就労への移行を支援するための就労移行支援事業や一般企業での就労が困難な人に働く場を提供する就労継続支援事業へ取組む事業者を支援します。

①雇用・就労の促進

No.	事業名	事業内容	担当課
70	雇用機会の拡大	公共職業安定所（ハローワーク）と連携し、法定雇用率を達成するための取組を推進します。	福祉課
71	就労支援体制の構築	自立支援協議会において、雇用・保健福祉・教育等の関係機関で連携し、総合的な就労支援体制の構築を図ります。	福祉課
72	各種制度の周知	障害のある人を雇用するための各種助成金や雇用への不安を解消するためのトライアル雇用、ジョブコーチ制度などの周知を行い、障害者雇用の促進を働きかけていきます。	福祉課
73	適切な雇用促進の支援	障害のある人への理解と障害の特性に応じた就労支援が図られるよう、関係機関と連携し事業所に働きかけていきます。	福祉課

②就労支援事業の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
74	就労支援事業の利用促進	就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行う就労移行支援や就労継続支援の適切な給付と利用の促進を図ります。	福祉課
75	就労支援機関等との連携	障害者就業・生活支援センターや就労支援事業所と連携し、就業面及び生活面からの一体的な支援を実施します。	福祉課
76	障害者優先調達推進法の推進	障害者優先調達推進法に基づき、市の調達方針を策定し、障害者就労施設等が行う受注拡大、工賃向上の取組を支援します。	福祉課

4 スポーツ、文化活動の促進

□■現状と課題■□

障害のある人が、社会の様々な分野でいきいきと活動できる社会が求められています。そのためには、各種の学習機会や交流の場の拡充を図ることが重要です。

また、障害のある人の「生活の質」を高めていくためには、スポーツ、レクリエーション活動や文化芸術活動への参画を促進することが重要です。

こうした活動を広げるには、障害のある人自身が参加への意欲を持つとともに、参加しやすい環境づくりを進めることが大切であり、引き続き、スポーツ、レクリエーション、文化活動等の事業を充実させ、障害の有無にかかわらず、すべての人が気軽に参加し、交流できるような環境づくりを進めていく必要があります。

□■施策の方向■□

障害のある人のスポーツ活動を推進するため、各種のスポーツ大会やスポーツ教室の充実を図るとともに、スポーツ施設の整備に努め、スポーツ活動への積極的な参加を促進します。

また、さまざまなスポーツで活躍する障害のある人を通し、広く競技を紹介することにより、障害者スポーツの普及・啓発を図ります。

さらに、障害のある人の文化活動を推進するため、文化祭や作品展等の活動の場を提供し、障害のある人や障害者団体の活動を支援していきます。

①スポーツ、レクリエーション活動の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
77	施設のバリアフリー化促進	障害の有無にかかわらず、誰もがスポーツ又はレクリエーションに参加できるよう施設のバリアフリー化などの環境整備を促進します。	福祉課 生涯学習課
78	スポーツ大会等の周知	千葉県障害者スポーツ大会をはじめ、障害者スポーツ大会等の周知を進めるとともに、参加者の支援に努めます。	福祉課 生涯学習課
79	指導・普及活動	誰もが気軽に参加できるようなスポーツの指導や普及活動について、国際武道大学と連携を図りながら検討します。	福祉課 生涯学習課

②文化芸術活動の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
80	文化芸術活動への参加促進	勝浦市芸術文化交流センターを拠点として、障害の有無にかかわらず、誰もが文化芸術活動に積極的に参加し、交流できる環境整備に努めます。	福祉課 生涯学習課

基本目標5 安心して生活できる地域づくり

1 福祉のまちづくりの推進

□■現状と課題■□

障害のある人に対する理解は徐々に進んではいますが、依然として障害のある人は、人々の意識の面などさまざまな障壁（バリア）によって制約を受けているのが現状です。

市ではこれまで、障害への理解やノーマライゼーションの理念の普及・啓発、ボランティア活動への支援や交流活動の推進に努めるとともに、道路環境の改善や施設のバリアフリー化を進めてきました。

しかしながら、障害のある人や高齢者、子どもなどに対する配慮や理解は十分とはいえず、今後も障害のある人や高齢者をはじめ、すべての人に優しい、福祉のまちづくりを進めていくことが求められます。

□■施策の方向■□

障害のある人が日常生活の中で、気軽に安心して利用できるよう、バリアフリーの理念に基づいた、駅や特定施設等公共的施設の整備をはじめ、障害のある人の利用に配慮した建築物や歩道の整備を推進します。

また、誰にも優しく利用しやすい施設となるよう、整備計画の段階からユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進します。

①利用しやすい施設づくりの推進

No.	事業名	事業内容	担当課
81	バリアフリー化の推進	バリアフリー新法や千葉県福祉のまちづくり条例などにに基づき学校、公園、公共施設等のバリアフリー化を推進するとともに、一人ひとりがお互いに協力し、助け合う「心のバリアフリー」を浸透させる取組を進めます。	福祉課 都市建設課
82	住まいのバリアフリー化	既存住宅の改修費用を補助し、バリアフリー化を推進します。	福祉課
83	公共交通機関のバリアフリー化	公共交通機関の利便性の向上を図ります。今後も誰もが利用しやすい施設となるよう事業者にはバリアフリー化を要請します。	福祉課 企画課

②道路交通環境の整備

No.	事業名	事業内容	担当課
84	道路の安全対策の推進	障害のある人を含めたすべての歩行者の交通安全対策を図るため、国県道への要望も含め、道路環境の改善を図ります。	都市建設課

2 防災・防犯、緊急時の支援体制の充実

□■現状と課題■□

すべての人が地域で安心して暮らしていくために、行政が防災設備・制度を整えるとともに、市民の地域ぐるみの防災への取組や、災害時の協力・支援体制を充実させることが求められています。

災害の被害を最小限に抑えるためには、「自助・共助・公助」をそれぞれの家庭や地域で実践し、連携していくことが大切です。

また、行政が災害時の初期対応体制を充実させるだけでなく、障害のある人を含む地域の人々の災害への対応力を高めていくことが重要です。

さらに、障害のある人を含む、自力では避難することが困難な避難行動要支援者の円滑な避難支援や安否確認の実施には、地域住民、自治会、自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会、消防機関、警察機関など、地域の幅広い協力が不可欠です。

そのため、地域社会での連携を強めるとともに、避難支援者や防災ボランティアを育成するなど、地域防災力を高めていくことが必要です。

加えて、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、市民が感染症に対し、正しい知識を持って予防策や感染拡大防止策を実践できるよう働きかけるとともに、発生時には関係機関との連携・協力のもと感染症の蔓延予防やサービス提供体制の確保に努める必要があります。

□■施策の方向■□

障害のある人の災害時の安全を確保するため、防災訓練への参加を促進するとともに、災害時に備え避難路や避難場所の整備に努め、地域住民やボランティア組織、NPO等との協働により、障害のある人や高齢者等の避難行動要支援者への支援体制の充実を図ります。

また、地域ぐるみの防犯への取組を強化するとともに、判断能力が不十分な障害のある人が、消費者トラブルにあわないよう啓発活動や相談事業の充実に努めます。

さらに、感染拡大防止対策を推進するとともに、関係機関等との連携により、感染症発生時における支援体制の構築を図ります。

①防災対策の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
85	防災対策の推進	避難路、避難所となる施設の改修や障害のある人に対応できる福祉避難所を設置し、防災対策の推進を図ります。	消防防災課
86	避難支援体制の整備	災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿を作成し、関係機関と連携した避難支援体制の整備を図ります。	福祉課 消防防災課
87	避難確保計画の作成	災害の危険区域内にある要配慮者利用施設に対して、避難確保計画の作成、及び訓練の実施について指示を行います。	消防防災課 福祉課 高齢者支援課 学校教育課 市民課

②防犯対策の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
88	消費者被害の防止	障害のある人が消費者被害にあわないよう、被害情報の提供や注意喚起・啓発に努めます。 また、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用促進を図り、自立した生活ができるよう支援します。	福祉課

③感染症対策の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
89	感染拡大防止対策の推進	新型コロナウイルス感染症の対策として、手洗い・うがいの励行を呼び掛けます。 また、国や県の施策を周知するなど「新しい生活様式」や「3密」を避けた取組等を励行していきます。	市民課
90	関係機関等との連携	新型コロナウイルス感染症等の流行に備え、日頃から事業所等と連携し、感染拡大防止対策の周知啓発、感染症発生時に備えた事前準備、感染症発生時の必要物資の提供や代替サービスの確保に向けた連携体制の構築に努めます。 また、感染症に関する研修会を開催するとともに、県や保健所、医療機関と連携した支援体制の構築を図ります。	福祉課 高齢者支援課 市民課 企画課 観光商工課

第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画

第1節 計画の基本指針

国の基本指針では、次のとおり、障害福祉サービス、相談支援及び障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方を示し、障害福祉計画及び障害児福祉計画の中で数値目標等を定め、計画的な提供体制の整備を行うことを求めています。

本市は、障害者福祉施策の推進に向けて、次の基本指針に基づき、障害福祉サービスなどの必要量を見込み、その確保のための方策を示します。

■国の基本指針(障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方)

①訪問系サービスの安定した供給を確保

訪問系サービスの充実を図り、全国どこでも必要な訪問系サービスを保障する。

②日中活動系サービスの安定した供給を確保

希望する障害者に日中活動系サービスを保障する。

③グループホーム等の充実を図り、福祉施設への入所等から地域生活への移行を推進するとともに地域生活拠点を整備

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、福祉施設への入所等から地域生活への移行を進めるための機能を集約する地域生活支援拠点の整備を図る。

④福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援・就労定着支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進める。

⑤強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実

障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図る。

⑥依存症対策の推進

アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策は、地域における様々な回復支援が重要であることから、関係機関が密接に連携して依存症である者やその親族に対する支援を行う。

(相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方)

相談支援の担い手を確保するよう努めるとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターや地域生活への移行のための支援体制の整備を図るための「協議会」を活用することにより、地域の実情を踏まえた地域課題の改善に努める。

(障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方)

児童福祉法に基づく障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び子ども・子育て支援法の趣旨に基づく教育・保育等の関係機関との連携を図った、身近で一貫した効果的な支援を提供できる体制の整備や、地域社会への参加・インクルージョンの推進、特別な支援が必要な障害児等への支援、障害児相談支援体制の構築に努める。

第2節 令和5年度における目標値

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国では、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとし、これに合わせて令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本としています。

地域生活への移行を進める観点から、令和元年度末時点で福祉施設に入所している障害者のうち、今後、自立訓練等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の人数について、障害の程度やサービスの提供基盤等を踏まえて設定しました。

項目	数値	備考
令和元年度末の施設入所者数	25人	令和2年3月31日時点の施設入所者数
【目標値】 地域生活への移行者数 (施設入所者の削減数)	2人	令和5年度末までの地域生活への移行者数
地域生活への移行割合 (施設入所者の削減割合)	8.0%	令和元年度末の施設入所者の地域生活への移行割合

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国では、精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数、精神病床における1年以上長期入院患者数及び早期退院率に関する目標値を設定することを基本としています。

また、令和5年度末までに協議会やその専門部会など、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とします。

医療関係者としては、病院・診療所・訪問看護ステーションなどにおいて精神科医療に携わる関係者が参加することを目指します。

なお、市単独での設置が困難な場合には、複数市町による共同設置を目指します。

3 地域生活支援拠点等の整備

国では、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本としています。

項目	数値	備考
地域生活支援拠点の設置	1か所	障害者の地域生活を支援する機能をもった拠点（圏域又は市単独）
運用状況の検証及び検討の実施	年1回	

4 福祉施設から一般就労への移行等

国では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定することとしています。これまでの実績から数値は見込めませんが、相談支援やサービス提供事業所等とともに、一般就労への不安解消に努め、ハローワーク、県及び関係機関と連携を図りながら、本市の現況に即した一般就労への移行及び職場定着を推進します。

項目	数値	備考
一般就労移行者数	0人	令和5年度までに、令和元年度実績の1.27倍以上
就労移行支援における一般就労移行者数	0人	令和5年度までに、令和元年度実績の1.30倍以上
就労継続支援A型における一般就労移行者数	2人	令和5年度までに、令和元年度実績の1.26倍以上
就労継続支援B型における一般就労移行者数	0人	令和5年度までに、令和元年度実績の1.23倍以上
就労定着支援事業の利用者数	0人	令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数の7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
就労定着支援事業の就労定着率	国の基本方針では、令和5年度における就労定着支援による就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とするとあるが、現時点で市内に事業所がない。	

5 障害児支援の提供体制の整備等

令和5年度末までに、児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援を利用できる体制の整備を目指します。

また、令和5年度末までに、主に重症心身障害児を受け入れることができる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1か所以上確保することを目指します。

さらに、医療的ケア児が適切な支援が受けられるよう、令和5年度末までに、福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等コーディネーターの配置を目指します。

なお、市単独での設置が困難な場合には、圏域での設置を目指します。

項目	数値	備考
児童発達支援センターの設置	1か所	地域における障害児支援の中核的施設
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	実施	
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数及び放課後等デイサービス事業所	1か所	身近な地域で支援を受けるための体制確保
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	設置	保健、医療、障害福祉、保育、教育等関係機関等が連携を図る
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置	医療的ケア児とその家族の状況を踏まえた支援の繋がりを作る

6 相談支援体制の充実・強化等

国では、相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本としています。

障害者の福祉・教育・住まい・活動の場など、多様な相談に的確に対応するため、専門的、総合的な相談支援体制の充実・強化に向けた体制の確保を目指します。

項目	数値	備考
基幹相談支援センターの設置	1か所	障害の種別や各種ニーズに対応できる総合的専門的な相談支援機関

7 障害福祉サービス等の質の向上

国では、県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要なとする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましいとしています。

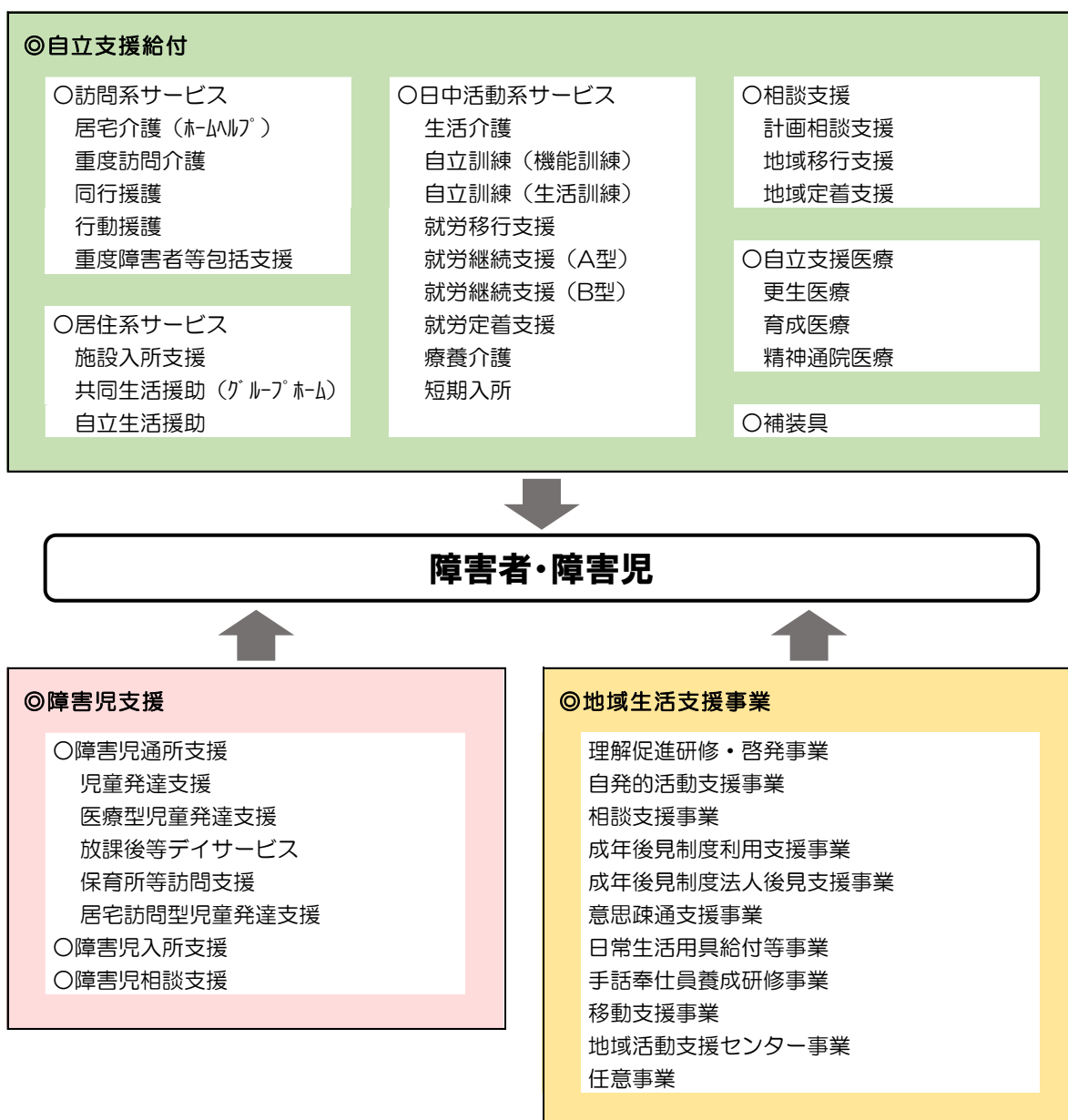
また、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等を提供していくため、令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本としています。

令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質の向上のための取組を行う体制構築を目指します。

第3節 サービスの内容と対象者

本市における障害福祉サービスは、障害者総合支援法に基づく「自立支援給付」と「地域生活支援事業」、児童福祉法に基づく「障害児支援」で構成されています。

支給決定手続きの透明化・公平化を図る観点から、市町村がサービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして、障害福祉サービスの必要性を明らかにするために、障害のある人の心身の状態を総合的に表す「障害支援区分」が設けられており、本市では保健・医療・福祉の専門分野の委員から構成される「夷隅郡市広域市町村圏事務組合障害支援区分認定審査会」において、中立かつ公正な立場で審査判定を行っています。



第4節 サービスの見込量及び確保方策

1 指定障害福祉サービス

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスとは、ホームヘルパー等が障害のある人の居宅等を訪問して介護や家事援助等の必要な援助を行うものをいいます。

■訪問系サービスの内容

名称	サービスの内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴・排せつ・食事の介護や、洗濯・掃除等の家事援助などを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護を行います。
行動援護	知的障害又は精神障害により、行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする人に行動する際に生じる危険を回避するために必要な支援や外出の支援を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とし、その介護の必要性が著しく高い人に対し、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

■訪問系サービスの見込量

名称	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	時間／月	120	130	140
	実人／月	9	10	11
重度訪問介護	時間／月	0	0	0
	実人／月	0	0	0
同行援護	時間／月	0	0	0
	実人／月	0	0	0
行動援護	時間／月	0	0	0
	実人／月	0	0	0
重度障害者等包括支援	時間／月	0	0	0
	実人／月	0	0	0

■訪問系サービスの提供体制の確保策

訪問系サービスは、地域での自立した生活を支えるうえで必要不可欠なサービスであり、今後、施設入所者や長期入院者の地域移行などによる利用の増加が見込まれるため、夷隅圏域市町で連携し、既存の事業所に事業拡充やヘルパーなどの人員の強化を働きかけるとともに、新規事業者の参入を促進していきます。

(2)日中活動系サービス

日中活動系サービスとは、主に日中において、通所等により必要な介護や訓練、支援等を提供するサービスをいいます。

■日中活動系サービスの内容

名称	サービスの内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間に、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。身体機能向上のための「機能訓練」と生活能力向上のための「生活訓練」の類型があります。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。A型（雇用型）とB型（非雇用型）の類型があります。
就労定着支援	障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

■ 日中活動系サービスの見込量

名称	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	延人日／月	1,200	1,240	1,280
	実人／月	60	62	64
自立訓練（機能訓練）	延人日／月	0	0	0
	実人／月	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	延人日／月	23	23	23
	実人／月	1	1	1
就労移行支援	延人日／月	44	60	90
	実人／月	2	3	4
就労継続支援（A型）	延人日／月	60	60	70
	実人／月	3	3	4
就労継続支援（B型）	延人日／月	540	560	580
	実人／月	27	28	29
就労定着支援	実人／月	1	1	1
療養介護	実人／月	1	1	1
短期入所（福祉型）	延人日／月	110	120	130
	実人／月	11	11	11
短期入所（医療型）	延人日／月	20	20	20
	実人／月	2	2	2

■ 日中活動系サービスの提供体制の確保策

日中活動系サービスは、自立や就労などを目指した訓練や、社会参加の場として不可欠なサービスです。今後も地域移行の進展により利用の増加が見込まれるため、既存事業所の提供量の拡大や新規事業者の参入を促進していきます。

自立訓練（機能訓練）については、市内・近隣に身体的リハビリテーションを行う事業者がないことから、利用がない状況です。今後は、特別支援学校や施設・病院と連携し、サービスが必要な対象者に対し支援を行っていきます。

就労移行支援・就労継続支援については、夷隅地区自立支援協議会雇用就労部会を中心として、ハローワーク、障害者就業・生活支援センターや特別支援学校と連携し、当該事業の実施を促進していきます。

就労定着支援については、今後一般就労への移行が増加することが見込まれているなかで、就労に伴う生活面の課題に対応する必要があります。

短期入所については、緊急時等の利用者のニーズに対応し、必要なサービス量が提供できる体制を確保していきます。

(3) 居住系サービス

居住系サービスとは、主に夜間において、施設や共同生活を行う住居で、必要な援助を提供するサービスをいいます。

■ 居住系サービスの内容

名称	サービスの内容
施設入所支援	施設に入所する人に、主に夜間において、入浴・排せつ又は食事の介護等を行います。
共同生活援助（グループホーム）	主に夜間において、共同生活を行う住居で、相談や食事提供などの支援を行います。また、介護の必要性のある人には入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
自立生活援助	施設入所又は共同生活援助を利用していた人などが居宅における自立した日常生活を営む上での様々な問題に対して、定期的な巡回訪問や本人からの相談に応じ必要な支援を行います。

■ 居住系サービスの見込量

名称	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	実人／月	24	24	24
共同生活援助（グループホーム）	実人／月	38	39	40
自立生活援助	実人／月	1	1	1
精神障害者の共同生活援助	実人／月	1	1	1
精神障害者の自立生活援助	実人／月	1	1	1

■ 居住系サービスの提供体制の確保策

施設入所支援については、長期的には入所者の地域移行を進めていくことが求められています。真に入所を必要とする人の支援が図られるよう、利用ニーズや事業者情報の把握に努め、必要なサービス量の確保を図ります。

共同生活援助（グループホーム）については、施設入所者や精神科病院に入院している人の地域移行、さらには保護者の高齢化による家族介護力の低下などから利用の需要が高まっていくことが見込まれるため、既存のホームの拡充や、新規事業者の参入を積極的に促進していきます。

また、利用者の負担を軽減するための家賃助成や円滑に事業が実施できるよう事業者への支援を引き続き行います。

自立生活援助については、障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所と連携しながら、一人でも多く地域へ移行できるように支援体制を整備していきます。

2 相談支援

相談支援とは、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整等を行うほか、サービス等利用計画作成や地域移行等の支援を行うものです。

■相談支援の内容

名称	サービスの内容
計画相談支援	●サービス利用支援 障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。 ●継続サービス利用支援 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。
地域相談支援	●地域移行支援 障害者支援施設や精神科病院等を退所・退院する人などを対象として、地域移行支援計画の作成、相談、外出への同行、住居の確保、関係機関との調整等を行います。 ●地域定着支援 居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

■相談支援の見込量

名称	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	実人／月	29	30	31
地域移行支援	実人／月	1	1	1
地域定着支援	実人／月	1	1	1
精神障害者の地域移行支援	実人／月	1	1	1
精神障害者の地域定着支援	実人／月	1	1	1

■相談支援の提供体制の確保策

サービス等利用計画の需要の増加が見込まれるため、相談支援事業の制度の周知や事業者に対する情報提供を図り、新規事業者の参入を促進していきます。

また、県や夷隅圏域市町と連携し、ケアマネジメントを担う人材の確保やサービス利用計画を作成する相談支援専門員の育成に努めます。

指定相談支援事業所、サービス提供事業者や関係機関等とのネットワーク化を進め、相談支援体制の確立を目指します。

3 障害児支援

障害児通所支援等は、児童福祉法に位置づけられ、市町村が実施主体となる「障害児通所支援」と「障害児相談支援」、都道府県が実施主体となる「障害児入所支援（福祉型・医療型）」に体系化されています。

■障害児支援の内容

名称		サービスの内容
障害児通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与や集団生活への適応訓練等を行います。
	医療型児童発達支援	上肢・下肢または体幹機能に障害のある児童に児童発達支援と治療を行います。
	放課後等デイサービス	就学している障害のある児童に対して、放課後や夏休み等に通所により、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
	保育所等訪問支援	障害のある児童が通う保育所等に訪問して、集団生活への適応のための専門的な支援を提供します。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等の状態である障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるように障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援		障害児通所支援の利用に関し、事業者等との連絡調整などの支援や「障害児支援利用計画」の作成を行います。

■障害児支援の見込量

名称	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	延人日／月	60	66	75
	実人／月	9	10	11
医療型児童発達支援	延人日／月	0	0	5
	実人／月	0	0	1
放課後等デイサービス	延人日／月	80	90	100
	実人／月	6	7	8
保育所等訪問支援	延人日／月	2	2	2
	実人／月	2	2	2
居宅訪問型児童発達支援	延人日／月	0	0	5
	実人／月	0	0	1
障害児相談支援	実人／月	1	2	3

■障害児支援の提供体制の確保策

障害のある児童の支援については、勝浦市子ども・子育て支援事業計画との緊密な連携を図り、身近な地域できめ細やかな支援が提供できる体制を整備します。

また、必要な福祉サービスが円滑に提供できるよう、事業者と連携を図り、サービス提供基盤の充実を図ります。

4 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が主体となって、地域の実情や利用者の状況等に応じて柔軟に実施する事業です。特に生活上の相談、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付、移動支援、地域活動支援センターなど、障害のある人の日常生活に欠かせないサービスは「必須事業」として必ず実施することとされています。

(1)理解促進研修・啓発事業

理解促進・研修事業は、地域住民に対して、障害のある人への理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行います。

■理解促進研修・啓発事業の内容

名称	サービスの内容
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して、障害のある人への理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行います。

■理解促進研修・啓発事業の見込み

名称	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施

■理解促進研修・啓発事業の提供体制の確保策

障害のある人が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、誰もが暮らしやすい共生社会の実現を図るために、理解促進・啓発に取り組みます。

また、夷隅圏域市町で連携して、イベントや教室の開催について検討していきます。

(2) 自発的活動支援事業

自発的活動支援事業は、障害のある人やその家族、地域住民が自発的に行う活動を支援します。

■ 自発的活動支援事業の内容

名称	サービスの内容
自発的活動支援事業	障害のある人やその家族、地域住民が自発的に行う活動を支援します。

■ 自発的活動支援事業の見込み

名称	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施

■ 自発的活動支援事業の提供体制の確保策

障害のある人が、自立した日常・社会生活を営むことができるように、障害のある人や家族、地域住民による自発的活動を促進するため、この事業を活用した支援に取り組みます。

(3) 相談支援事業

相談支援事業は、すべての障害のある人を対象として、必要な情報の提供、助言、およびその他の障害福祉サービスの利用支援等を行います。

■ 相談支援事業の内容

名称	サービスの内容
障害者相談支援事業	障害福祉に関する様々な問題について、障害のある人等からの相談に応じ、情報の提供や助言をはじめ、障害福祉サービスの利用支援、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助などを行う事業です。
相談支援機能強化事業	相談支援機能の強化のため、相談支援に専門職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置するものです。
地域自立支援協議会	自立支援協議会は、地域の障害福祉に関するネットワークの中核となる協議組織であり、委託相談支援事業者の運営評価、支援の難しい事例の対応に関する協議・調整、地域の社会資源の開発・改善などを行います。
住宅入居等支援事業	一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を行います。

■相談支援事業の見込み

名称	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	実施か所	1 か所	1 か所	1 か所
相談支援機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施
地域自立支援協議会	実施の有無	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施の有無	実施	実施	実施

■相談支援事業の提供体制の確保策

相談支援事業者の参入を促進し、さまざまな相談に応じて必要な情報の提供や助言が行えるよう相談支援体制の整備を図ります。

夷隅圏域市町と関係機関により設置されている夷隅地区自立支援協議会を活用し、適切なサービスの提供や相談支援体制のあり方を検討します。

(4)成年後見制度利用支援事業

成年後見制度による支援を必要とする知的障害又は精神障害のある人に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、権利擁護の推進を図ります。

■成年後見制度利用支援事業の内容

名称	サービスの内容
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる障害のある人に対し、申立てに要する経費及び後見人等の報酬を助成するものです。

■成年後見制度利用支援事業の見込み

名称	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	件／年	1	1	1

■成年後見制度利用支援事業の提供体制の確保策

成年後見制度については、後見人等の担い手の確保が課題となっています。高齢者分野の地域包括支援センターや社会福祉協議会と連携して、支援体制の整備を図ります。

(5)成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することにより、障害のある人の権利擁護の推進を図ります。

■成年後見制度法人後見支援事業の内容

名称	サービスの内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

■成年後見制度法人後見支援事業の見込み

名称	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	実施	実施	実施

■成年後見制度法人後見支援事業の提供体制の確保策

高齢者分野の地域包括支援センター、社会福祉協議会やその他の関係機関と連携して、市民後見人を含め法人後見支援事業を実施します。

(6)意思疎通支援事業

意思疎通支援事業は、「聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方」に、手話通訳者等を派遣し、意志疎通の円滑化を図るものです。手話通訳を設置する事業も当該事業に含みます。

■意思疎通支援事業の内容

名称	サービスの内容
手話通訳者派遣事業 要約筆記者派遣事業	聴覚障害等により意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等に対し、手話通訳者又は要約筆記者を派遣し、意思疎通の円滑化を図ります。
手話通訳者設置事業	手話通訳者を市役所に配置して、事務手続き等の利便を図ります。

■意思疎通支援事業の見込み

名称	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業	延人／年	25	25	25
要約筆記者派遣事業	延人／年	2	2	2
手話通訳者設置事業	実施の有無	検討	検討	検討

■意思疎通支援事業の提供体制の確保策

手話通訳者等の派遣については、社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会に委託し、実施します。
また、当該事業について、周知を図るとともに、地域での手話通訳者、要約筆記者等の育成・確保に努めます。

(7)日常生活用具給付等事業

障害のある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の利便性の向上を図ります。

■日常生活用具給付等事業の内容

名称	サービスの内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの、身体介護を支援する用具や、障害のある児童が訓練に用いる椅子
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障害のある人の入浴、食事、移動などを支援する用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計など、在宅療養等を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具
排泄管理支援用具	ストマ用装具など、排泄管理を支援する衛生用品
住宅改修費	手すりの取付け、床段差の解消等、障害のある人等の移動等を円滑にするための小規模な住宅改修に伴う費用

■日常生活用具給付等事業の見込み

名称	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件／年	1	1	1
自立生活支援用具	件／年	1	1	1
在宅療養等支援用具	件／年	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	件／年	2	2	2
排泄管理支援用具	件／年	160	170	180
住宅改修費	件／年	1	1	1

■日常生活用具給付等事業の提供体制の確保策

日常生活用具給付の周知を図るとともに、障害のある人一人ひとりの状況に応じた適切な用具の給付に努めます。

(8)手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者等との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を取得した手話奉仕員の養成・研修を行います。

■手話奉仕員養成研修事業の内容

名称	サービスの内容
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常生活を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した奉仕員の養成・研修を行います。

■手話奉仕員養成研修事業の見込み

名称	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	実施の有無	実施	実施	実施

■手話奉仕員養成研修事業の提供体制の確保策

夷隅圏域市町が共同で、手話奉仕員養成研修を実施し、事業を推進します。

(9)移動支援事業

移動支援事業は、「訪問系介護給付サービスでの移動介護の対象とならないケースについて、社会生活上必要不可欠な外出や社会参加のための外出時における移動を支援するサービス」です。国では下記の3つの利用形態を想定していますが、このうち、本市では、「個別支援型」を実施しています。

■移動支援事業の内容

名称	サービスの内容
個別支援型	・ 個別的支援が必要な場合のマンツーマンでの支援
グループ支援型	・ 複数の障害のある人への同時支援 ・ 屋外でのグループワーク、同一目的地・同一イベントへの複数人同時参加の際の支援
車両移送型	・ 福祉バス等車両の巡回による送迎 ・ 公共施設、駅、福祉センター等障害のある人の利便を考慮した経路を定めて運行する他、各種行事の参加のため、必要に応じて随時運行

■移動支援事業の見込み

名称	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	延時間／月	30	30	30
	実人／月	3	3	3

■移動支援事業の提供体制の確保策

障害のある人等の地域生活への移行と相まって、地域での自立した生活に必要な移動支援サービスの需要は年々高まっていくことが予想されることから、現行の実施事業所に対し、提供体制の充実を働きかけるとともに、「グループ支援型」や「車両移送型」も含めて、サービスを提供する事業者の拡充を促進していきます。

(10)地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センター事業は、障害のある人の地域生活支援の促進を図ることを目的に、地域活動支援センターにおいて、創作活動や生産活動の機会の提供や社会との交流を行います。

■地域活動支援センター機能強化事業の内容

名称		サービスの内容
基礎的な事業		創作的活動、生産活動、社会との交流の促進
機能強化型事業	I 型	専門職員を配置し、医療・福祉関係機関や地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域における住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発などを行う。
	II 型	在宅の障害のある人のうち、地域での就労が困難な人が通所し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを受ける。
	III 型	これまでの小規模作業所を想定した上乗せ的な機能強化。小規模作業所としての運営実績が5年以上であることが要件。

■地域活動支援センター機能強化事業の見込み

名称	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター I 型	実施か所	1 か所	1 か所	1 か所
地域活動支援センター II 型	実施か所	0 か所	0 か所	0 か所
地域活動支援センター III 型	実施か所	1 か所	1 か所	1 か所

■地域活動支援センター機能強化事業の提供体制の確保策

地域活動支援センター I 型については、夷隅圏域市町が共同で事業者に委託して実施しています。事業の安定的な運営が行えるよう支援を行います。

II 型、III 型については、今後のニーズに対応し、新たな事業者の参入促進を図ります。

5 その他の地域生活支援事業(市が自主的に取り組む事業)

その他の地域生活支援事業については、その地域の特性や資源などの実情により、市が自主的に取り組む事業です。

■その他の地域生活支援事業の内容

名称	サービスの内容
訪問入浴サービス	地域における身体障害のある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
日中一時支援	障害のある人等の日中における活動の場を確保し、障害のある人等の家族の就労支援、及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。
自動車運転免許取得・改造	障害のある人の就労など社会活動への参加を促進するため、自動車運転免許を取得するための費用や、自動車の改造をする費用の一部を助成します。
知的障害者職親委託	知的障害のある人の自立更生を図るため、知的障害のある人を一定期間、職親に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着性を高めるための支援を行います。

■その他の地域生活支援事業の見込量

名称	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス	実人／月	2	2	2
日中一時支援	実人／月	7	8	9
自動車運転免許取得・改造	実人／年	2	2	2
知的障害者職親委託	実人／月	0	0	0

■その他の地域生活支援事業の提供体制の確保策

上記事業についても、必要な福祉サービスが円滑に提供できるよう、事業者と連携を図り、サービス提供基盤の充実を図ります。

また、利用者のニーズの把握に努め、障害のある人等が地域で自立した生活を営み、社会参加の促進が図られるよう推進していきます。

第6章 計画の推進

第1節 PDCAサイクルによる進捗管理

本計画の着実な推進を図るために、PDCAサイクルに基づき、施策を着実に実行するとともに、継続的に見直しを行っていきます。

1 PDCAサイクルの必要性

計画は、障害のある人に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認して工夫・改善を積み重ね、着実に取組を進めていくものです。

そのため、作成した計画については、進捗を把握するだけでなく、分析・評価の上、課題等がある場合には、随時、対応していくことが重要です。

2 PDCAサイクルとは

PDCAサイクルとは、さまざまな分野で品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画(Plan)」、「実行(Do)」、「評価(Check)」、「見直し(Action)」を順に実施していくものです。



第2節 計画達成状況の点検及び評価

毎年度、成果目標及び活動指標について、その実績を把握し、計画の達成状況の点検と評価を行います。この点検・評価をもとに、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直しを検討します。

1 勝浦市障害者福祉計画等策定委員会設置要綱

○勝浦市障害者福祉計画等策定委員会設置要綱

平成 19 年 2 月 26 日

告示第 27 号

改正 令和 2 年 4 月 1 日告示第 67 号

(設置)

第 1 条 勝浦市障害者計画、勝浦市障害福祉計画及び勝浦市障害児福祉計画（以下「福祉計画」という。）の策定にあたり、広く市民の意見を反映させるため、勝浦市障害者計画等策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 福祉計画策定に関し必要な助言を行うこと。
- (2) 福祉計画策定に関する情報交換
- (3) その他、福祉計画策定に関し必要なこと。

(組織等)

第 3 条 策定委員会は、委員 13 名以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 障害者及び障害者団体の代表
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 関係行政機関の職員

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、福祉計画の策定をもって満了する。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第 6 条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(事務局)

第 7 条 策定委員会の事務局は、福祉課障害福祉係に置く。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成 19 年 2 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日告示第 6 7 号）

（施行期日）

1 この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（会議招集の特例）

2 この告示の施行後、最初に行われる会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

2 勝浦市障害者福祉計画等策定委員会委員名簿

（敬称略）

	氏 名	備 考
1	佐瀬 義雄	委員長
2	戸田 教随	副委員長
3	江澤 紀世美	
4	長島 倫雄	
5	金高 秀年	
6	山本 洋子	
7	原 陽子	
8	渡辺 ハル工	
9	池田 凡美	令和 2 年度
10	松本 良二	令和 3 年度
11	吉野 英樹	
12	長田 恵利子	
13	植村 綾	

3 計画策定の経緯

年月日	策定経過
令和2年10月30日	勝浦市障害者計画等策定委員への資料送付 ・勝浦市障害者計画等策定委員の就任依頼 ・計画策定の概要資料
令和2年12月7日～ 令和3年1月31日	「福祉に関するアンケート調査」の実施 対象：障害者手帳や指定難病医療受給者証を所持している市民
令和3年1月15日～ 令和3年2月5日	「勝浦市障害者計画についての意見・要望調査」の実施 対象：市内の団体及び事業者
令和3年3月30日	第1回勝浦市障害者計画等策定委員会 【議題】 (1) 正副委員長の選出について (2) 計画策定の趣旨について (3) 第4次勝浦市障害者計画及び第6期勝浦市障害福祉計画・ 第2期障害児福祉計画原案について (4) 福祉に関するアンケート調査結果について (5) 第5期障害福祉計画の進捗評価について
令和3年4月23日～ 令和3年5月14日	パブリックコメントの実施
令和3年5月27日	第2回勝浦市障害者計画等策定委員会 【議題】 (1) パブリックコメントの実施結果について (2) 第4次勝浦市障害者計画及び第6期勝浦市障害福祉計画・ 第2期障害児福祉計画原案について

※計画の策定に当たっては、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響や国・県の動向等を踏まえて、スケジュールを当初の予定より後ろ倒しにしました。

4 用語解説

あ行

用語	解説
アクセシビリティ	施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。
インクルーシブ教育	障害のある子どもを含むすべての子どもに対して、子ども一人ひとりの教育的ニーズに合った適切な教育的支援を、通常の学級において行う教育のこと。
インクルージョン	障害者権利条約においては「包容」と訳される。なお、同条約では障害のある人の「社会への完全かつ効果的な参加及び包容」を一般原則として掲げている。
NPO	Non-Profit Organization の略で、行政・企業とは別に社会的活動を行う非営利の民間組織のこと。

か行

用語	解説
権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障害のある人等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。
合理的配慮	行政機関等及び事業者が、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないもの。

さ行

用語	解説
社会的障壁	障害のある人が社会的生活を営むうえで妨げとなる社会的な制度や慣行。障害のある人にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの。
障害者虐待	障害のある人に対して、家族を含む他者から行われる人権侵害の行為。虐待行為を防止することが、障害のある人の自立や社会参加にとって極めて重要であることから、平成 23 年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が制定された。この法律で定義されている虐待として、①身体的虐待②性的虐待③心理的虐待④保護の放置（ネグレクト）⑤経済的虐待がある。
障害者週間	毎年 12 月 3 日から 12 月 9 日までの 1 週間。国民の間に広く障害者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としている。平成 16 年 6 月の障害者基本法の改正により、従来の「障害の日」（12 月 9 日）に変わるものとして設定された。

用語	解説
ジョブコーチ	職場適応援助者。障害のある人が実際に働く職場において、障害のある人、事業主、障害のある人の家族に対して職場定着に向けたきめ細やかな人的支援を行う。
身体障害者手帳	身体障害者福祉法の別表に掲げる身体上の障害（視覚、聴覚、平衡、音声・言語、そしゃく、肢体不自由、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫、肝臓）があるものに対して、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が交付する手帳。税の控除・減免やＪＲ運賃の割引等の援護措置を受けることができる。
精神障害者保健福祉手帳	精神障害のある人の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する人のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人を対象として交付する手帳。
成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人の法律行為（財産管理や契約の締結など）を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して行う民法の制度。制度の利用には、家庭裁判所に本人、配偶者、四親等内の親族が申立てを行うことになる。なお、身寄りのない人の場合、市町村長に申立て権が付与されている。

た行

用語	解説
地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
地域包括ケアシステム	住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組み。
特別支援教育	障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う。
トライアル雇用	公共職業安定所（ハローワーク）の紹介によって、特定の求職者を短期間の試用期間を設けて雇用し、企業側と求職者側が相互に適性を判断した後、両者が合意すれば本採用が決まるという制度。

な行

用語	解説
ノーマライゼーション	障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。

は行

用語	解説
発達障害	発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義している。発達障害では障害ごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合も多く、障害の種類を明確に分けて診断することは大変難しいとされている。近年では、症状の程度や知的な遅れの有無に関わらず自閉症と同質の障害がある場合、自閉症スペクトラムとして幅広くとらえることもある。
バリアフリー	高齢者や障害のある人の移動や住宅などの出入りを妨げる物理的障害がなく、動きやすい環境をいう。今日では物理的な障壁にとどまらず、制度的、心理的な社会的障害や情報保障等、広く障害のある人を取り巻く生活全般にわたる障壁（バリア）を取り除く（フリー）ことにも用いられる。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害発生時又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難であり、円滑で迅速な避難のため、特に支援が必要な人。

や行

用語	解説
ユニバーサルデザイン	年齢、性別、身体、国籍など、人々が持つ様々な特性や違いを越えて、できるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した環境、建物・施設、製品等のデザインをしていこうとする考え方。

ら行

用語	解説
ライフステージ	人の一生を幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期などと分けた、それぞれの段階をいう。
療育	「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障害のある子ども及びその家族、障害に関して心配のある人等を対象として、障害の早期発見・早期治療又は訓練等による障害の軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行なうこと。
療育手帳	知的障害のある人に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定されたものに対して、都道府県知事、指定都市市長が交付する手帳。

第4次勝浦市障害者計画
第6期勝浦市障害福祉計画・第2期勝浦市障害児福祉計画

発 行 令和3年5月

編 集 勝浦市 福祉課 障害福祉係

〒299-5292 勝浦市新官 1343 番地の1

電話：0470-73-6619